

第3期

子ども子育て支援事業計画

及び次世代育成支援行動計画

玖珠町

令和7年3月
玖珠町



はじめに



「こども」は次世代を担う社会の宝です。その宝であるこどもが自分らしく、健やかに成長できるよう、第2期玖珠町子ども子育て支援事業計画では「子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくり」を基本理念とし、子育て支援の取組を充実させてきました。

しかし、こどもを取り巻く社会の状況も大きく変わっています。共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域社会における人と人の接する機会が大きく減少しています。それにより、子育ての負担感・孤立感が増大しやすくなっていると考えられ、改めて地域社会とともにこどもや子育てへの支援のあり方を考えていかなければならない状況になっています。

こうした状況を踏まえ、こどもや子育て家庭が希望を持って生活が送れるよう、こども・子育て支援における課題を的確に把握し、よりきめ細やかに取り組む必要があります。

そのため本計画では、これまでの取組を継承し、基本理念「子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくり」の実現を目指し、各種団体や地域、事業者などの関係機関と連携しながら、地域全体でこどもや子育て家庭への支援に取り組んでまいります。

町民の皆様におかれましては、今後も引き続き、計画の推進にご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました玖珠町子ども・子育て会議の委員の皆様並びに関係する皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

玖珠町長 宿利 政和

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
4. 町民意見の反映.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
6. 法・制度の主な動向.....	3
7. 計画策定にあたる「こども」の表記について.....	5
第2章 こども・子育てを取り巻く環境	6
1. 人口・世帯・人口動態等.....	6
2. 教育・保育施設の状況.....	15
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	17
4. 実態調査の結果概要.....	21
5. 玖珠町における今後の課題.....	38
第3章 基本的な考え方	40
1. 目的.....	40
2. 基本理念.....	40
3. 基本的な視点.....	41
第4章 子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み等	42
1. 教育・保育提供区域の考え方.....	42
2. 教育・保育提供区域の設定.....	42
3. 教育・保育施設の充実.....	45
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	47
第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進	55
1. 教育・保育の一体的提供の推進.....	55
2. 教育・保育施設の質の向上.....	55
3. 地域子ども・子育て支援事業の質の向上.....	55
4. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	55
5. 児童虐待防止対策の充実.....	55
6. こどもの貧困対策.....	55
7. 障がい児施策の充実.....	56
8. 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進.....	56
第6章 次世代育成支援行動計画に関する取組	57
施策体系.....	57
基本目標1. こどもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり.....	58
基本目標2. 地域・社会全体での子育て.....	61
基本目標3. こどもの最善の利益を支える環境づくり.....	68
基本目標4. こどもの発育と健康の保持増進.....	72

基本目標5. 子育ての喜びの啓発と出産支援	76
基本目標6. 子育てを支援する環境の整備.....	80
第7章 計画の推進体制	83
1. 関係機関等との連携.....	83
2. 役割	84
資料編	85
資料1. 計画策定の経緯	85
資料2. 計画策定の組織について	86
資料3. 用語解説.....	87

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

少子化の問題が提起されて以降、これに対応するべく「次世代育成支援対策推進法」をはじめ様々な取組が行われてきました。本町でも「次世代育成支援対策推進法」に基づき、令和2年度から令和6年度を対象とする「玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」(以下「第2期計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組を進めてきました。こうした情勢の中、この第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、これまでの取組を継承しつつ、本町の現状や新たな課題に対応するべく、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画(以下「本計画」という。)を策定し、基本理念である、「子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくり」の実現を目指すものです。

2. 計画期間

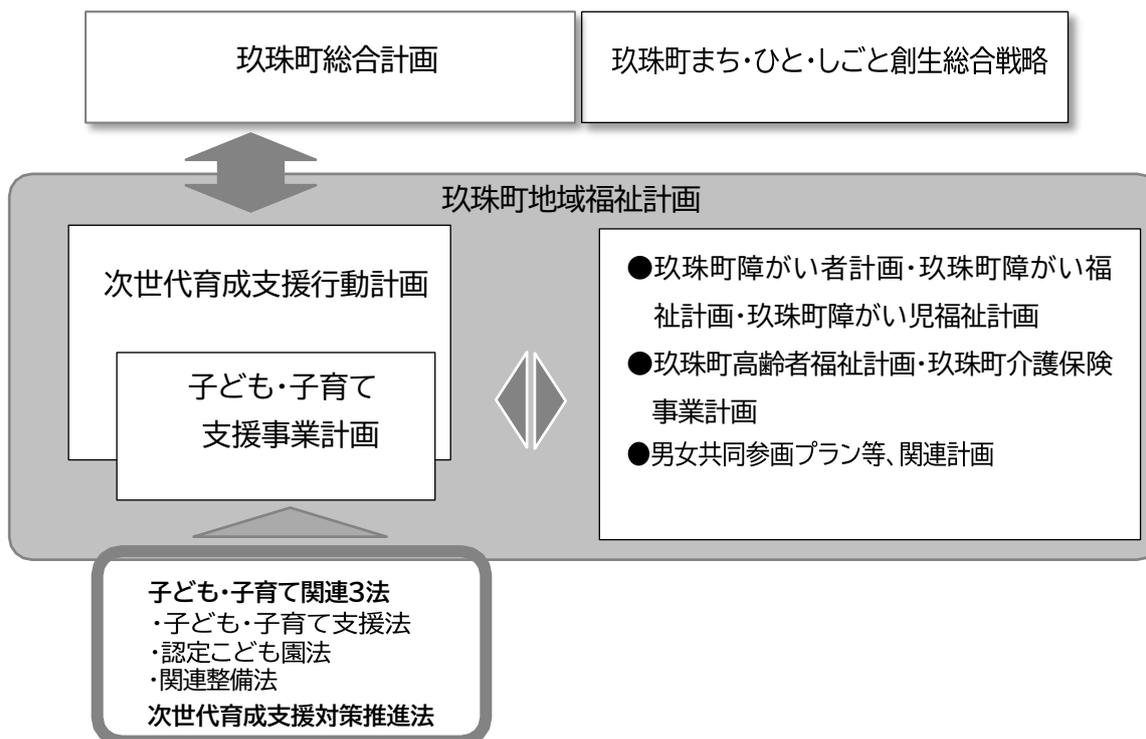
本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果や課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	第2期 玖珠町子ども・子育て支援事業計画					第3期 玖珠町子ども・子育て支援事業計画(本計画)				

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、本町のこどもと子育て家庭を対象として、町が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

この計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組やこどもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。



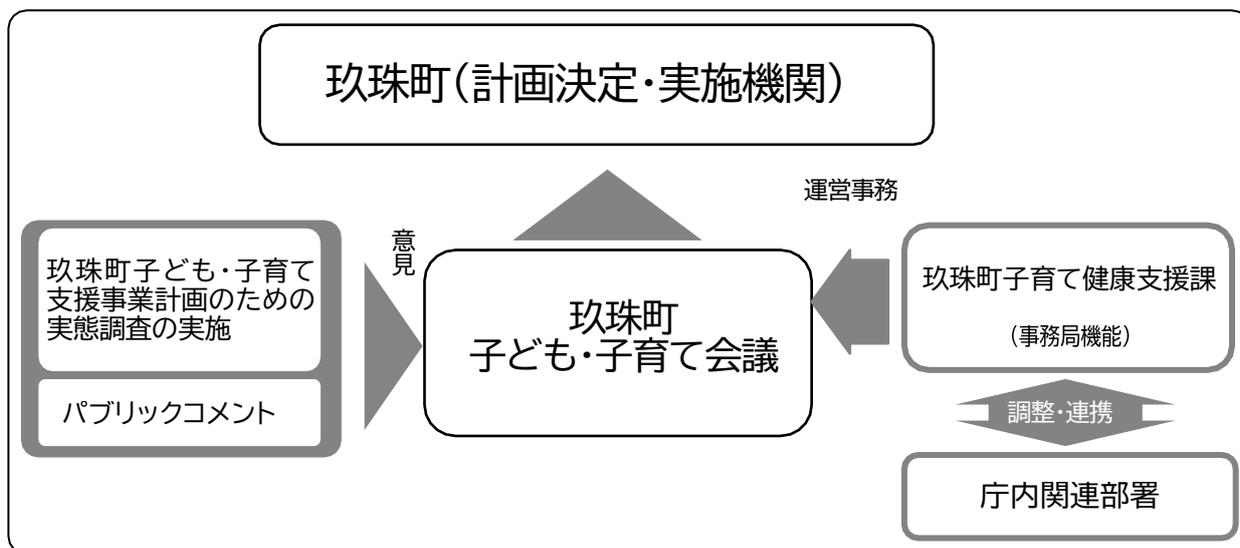
4. 町民意見の反映

本計画の策定に当たっては、こどもたち、子育てや子育てを担う町民の皆様のご意見を広く聴く機会を設けています。

- ① 玖珠町子ども・子育て支援事業計画のための実態調査の実施
- ② パブリックコメントの実施
- ③ 子ども・子育て会議による委員の皆様からのご意見

5. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、玖珠町子ども・子育て会議条例第1条に定められている「玖珠町子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



6. 法・制度の主な動向

子ども・子育て支援に関わる新たな国の法・制度の改正等の動向については、次のとおりです。

(1) 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定

少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることを鑑み、令和3年度に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が策定されました。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた社会(こどもまんなか社会)にすることを目指しており、その新たな司令塔として、「こども家庭庁」を設置することが定められました。

これに基づき、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。

(2) 「児童福祉法」等の改正

児童虐待相談対応件数の増加や子育てに困難を抱える世帯の課題が顕在化している状況を踏まえ、子育て家庭や養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた施策を推進するため、令和4年度に児童福祉法等が改正されました。

この改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務となりました。

(3) 「成育医療等基本方針^{※1}」の改定

平成30年に成立した成育基本法^{※2}に基づく成育医療等基本方針(令和3年2月閣議決定)について、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置に関連して、令和5年度に改定が行われました。妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に対し、「こども家庭センター」をコーディネーターとして多職種連携による支援を推進することとされています。

※1 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針

※2 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

(4) 「こども基本法」の施行

令和3年度の「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を受け、こども政策の新たな考え方を盛り込んだ法律として、令和5年4月1日に施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)の趣旨を踏まえ、こども施策の総合的な推進を目的としています。

年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保や、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、市町村は、国の大綱を勘案して、こども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとされています。

(5) 「こども大綱」の閣議決定

「こども基本法」に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の3つの大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

(6) 「こども未来戦略」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられました。また、今後3年間の集中取組期間において実施すべき「加速化プラン」の内容も示され、児童手当の拡充や「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれました。

(7) 「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定

令和5年12月に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しているため、こどもが生きていくうえで居場所があることは不可欠とされています。地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点等が示されました。

なお、本指針では、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。

7. 計画策定にあたる「こども」の表記について

令和4年6月に「こども家庭庁設置法(令和4年法律第 75 号)」及び「こども基本法(令和4年法律第 77 号)」が成立・公布され、「こども家庭庁」の創設がされるとともに、こども施策の基本理念が定まりました。こども基本法の基本理念を踏まえ、こども家庭庁は、公式な文書や発信において「子ども」ではなく「こども」という表記を推奨しています。

こども基本法(令和4年法律第 77 号)において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしています。こども家庭庁は、この表記の統一によって行政機関の発信内容をわかりやすくし、社会全体においても「こども」を大切にす意識の醸成を促したいとしています。ただし、一般の使用においては強制ではなく、状況に応じた表記の選択が可能です。

(1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例: 公職選挙法における「子供」 子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例: 既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例: 子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」(令和4年6月7日閣議決定))

本町では、計画策定において「こども」という表記を使用することを正式に決定いたしました。この方針は、こども家庭庁が推奨する表記方針にならい、本町としてもこどもに配慮した表現を取り入れるべく決定したものです。

今後も、こどもたちの健やかな成長を支え、こどもにやさしい社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

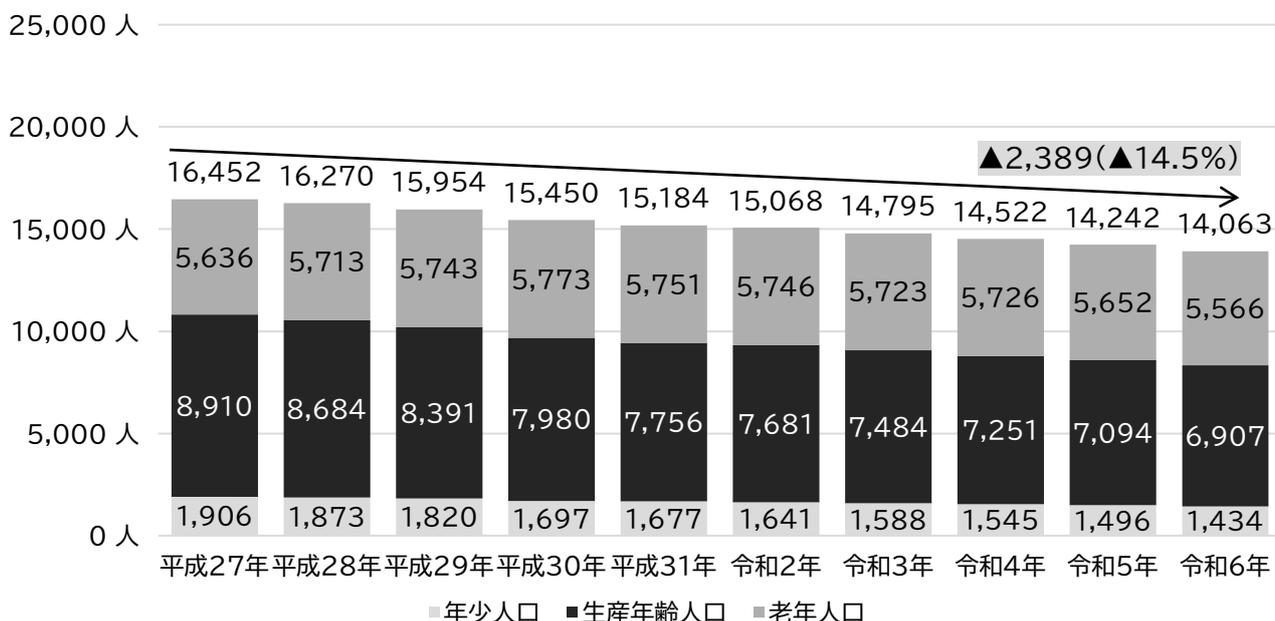
第2章 こども・子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯・人口動態等

(1)人口の推移

本町の住民基本台帳による総人口の推移は減少傾向が続き、平成27年から令和6年にかけて2,389人の減少となり、これは総人口の14.5%に当たる人口減となっています。年少人口(0～14歳)においては472人の減少がみられ、総人口に対する年少人口の割合は平成27年から令和6年までの10年間で1.5%の減少となっています。

■玖珠町における年齢(3区分)別人口の推移(各年4月1日現在)



【単位:人】

	平成					令和				
	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	6年
総人口	16,452	16,270	15,954	15,450	15,184	15,068	14,795	14,522	14,242	14,063
年少人口 (0～14歳)	1,906	1,873	1,820	1,697	1,677	1,641	1,588	1,545	1,496	1,434
生産年齢人口 (15～64歳)	8,910	8,684	8,391	7,980	7,756	7,681	7,484	7,251	7,094	6,907
老年人口 (65歳以上)	5,636	5,713	5,743	5,773	5,751	5,746	5,723	5,726	5,652	5,566
総人口に対する年少人口の割合										
	11.6%	11.5%	11.4%	11.0%	11.0%	10.9%	10.7%	10.6%	10.5%	10.1%

参照:住民基本台帳各年4月1日

(2) 将来の人口推計

0歳から11歳までの将来推計については以下のとおりとなり、各年齢とともに計画期間中は減少傾向となっています。

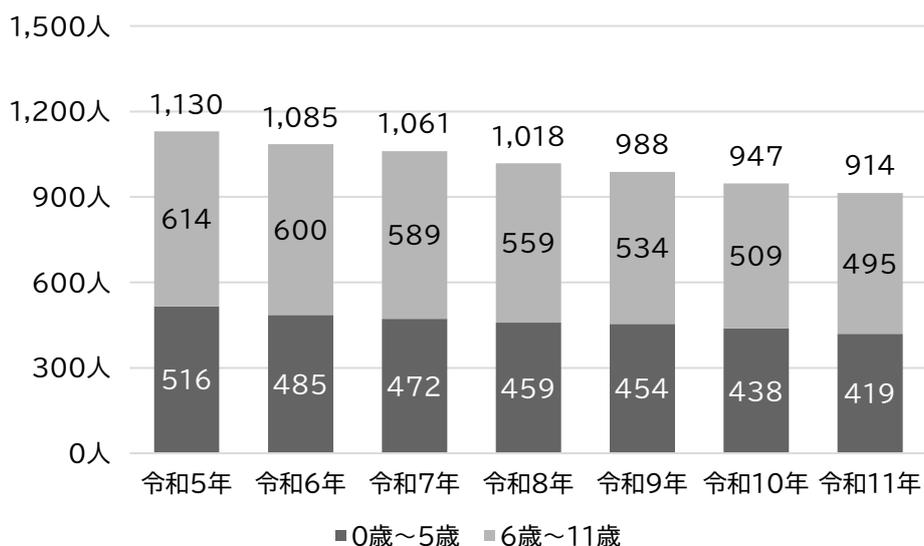
■ 玖珠町のこどもの人口推計

年齢	実績		計画期間 推計				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	83	78	76	72	70	66	64
1歳	83	82	77	75	71	69	65
2歳	74	83	82	77	75	71	69
3歳	83	74	82	82	77	75	71
4歳	86	82	73	80	81	76	74
5歳	107	86	82	73	80	81	76
6歳	92	105	84	81	72	79	80
7歳	102	92	106	85	82	72	79
8歳	98	100	91	104	83	80	71
9歳	111	99	101	92	106	83	80
10歳	95	111	98	101	92	105	82
11歳	116	93	109	96	99	90	103

※実績：令和5・6年は4月1日現在(住民基本台帳)

※推計：変化率(コーホート変化率)により推計

■ 0～5歳及び6～11歳の将来フレーム

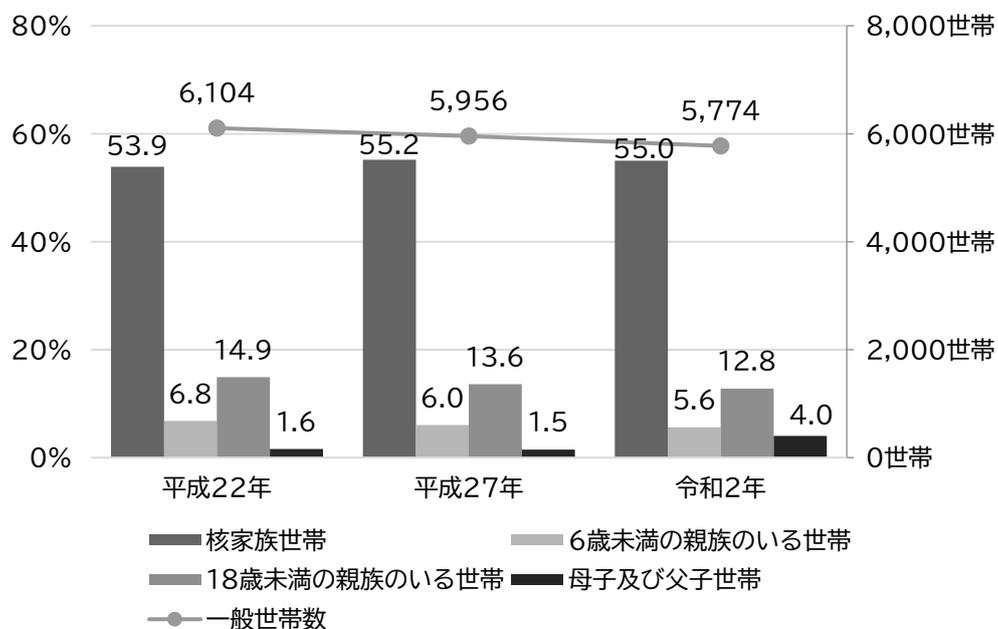


(3)世帯の状況

本町の一般世帯は緩やかに減少し、令和2年には 5,774 世帯となっています。そのうち核家族世帯は 55.0%(3,173 世帯)となり、うち6歳未満の親族のいる世帯が 5.6%を占め、18歳未満の親族のいる世帯は減少傾向となり 12.8%を占めています。

また、母子及び父子世帯は令和2年には 4.0%と上昇傾向となっています。

■ 玖珠町における世帯構造



※各割合ともに一般世帯に対する割合

参照:総務省統計局国勢調査

■ 玖珠町における世帯構造

【単位:世帯・%】

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	6,104	5,956	5,774
うち核家族世帯	3,290	3,290	3,173
6歳未満の親族のいる世帯	415	356	326
6歳未満の親族のいる世帯(%)	6.8	6.0	5.6
18歳未満の親族のいる世帯	910	809	741
18歳未満の親族のいる世帯(%)	14.9	13.6	12.8
母子及び父子世帯	96	92	126
母子及び父子世帯(%)	1.6	1.5	4.0

※各割合ともに一般世帯に対する割合

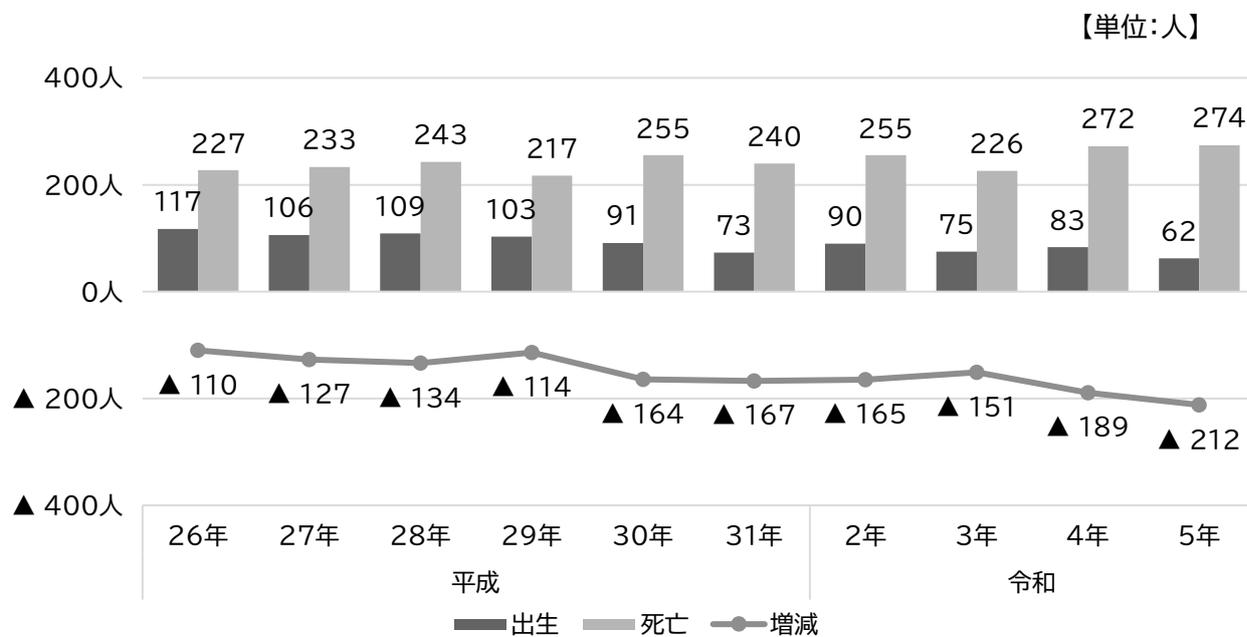
参照:総務省統計局国勢調査

(4)自然動態・社会動態

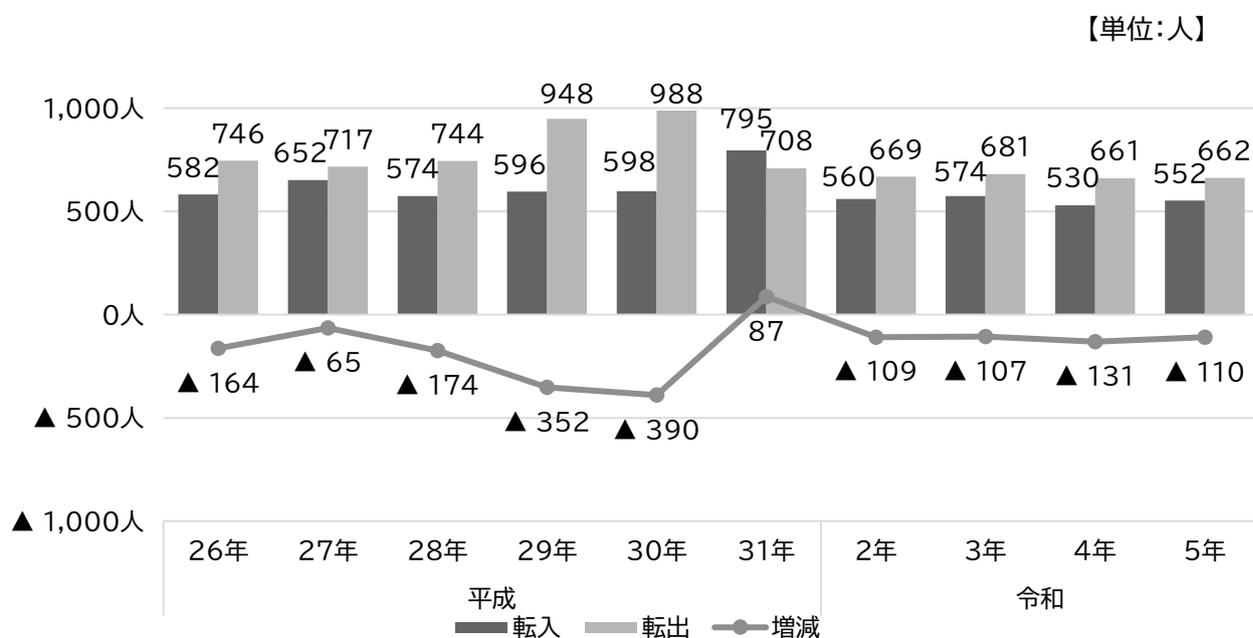
自然動態(出生－死亡)は、平成 30 年以降 150 人以上の減少が続いており、令和5年には 200 人を超えています。社会動態(転入－転出)は、平成 29～30 年に大幅に減少しましたが、平成 31 年には減少はなくなり、令和2年以降は 100 人前後の減少が続いています。

■玖珠町における自然動態・社会動態の推計

【玖珠町の自然動態】



【玖珠町の社会動態】



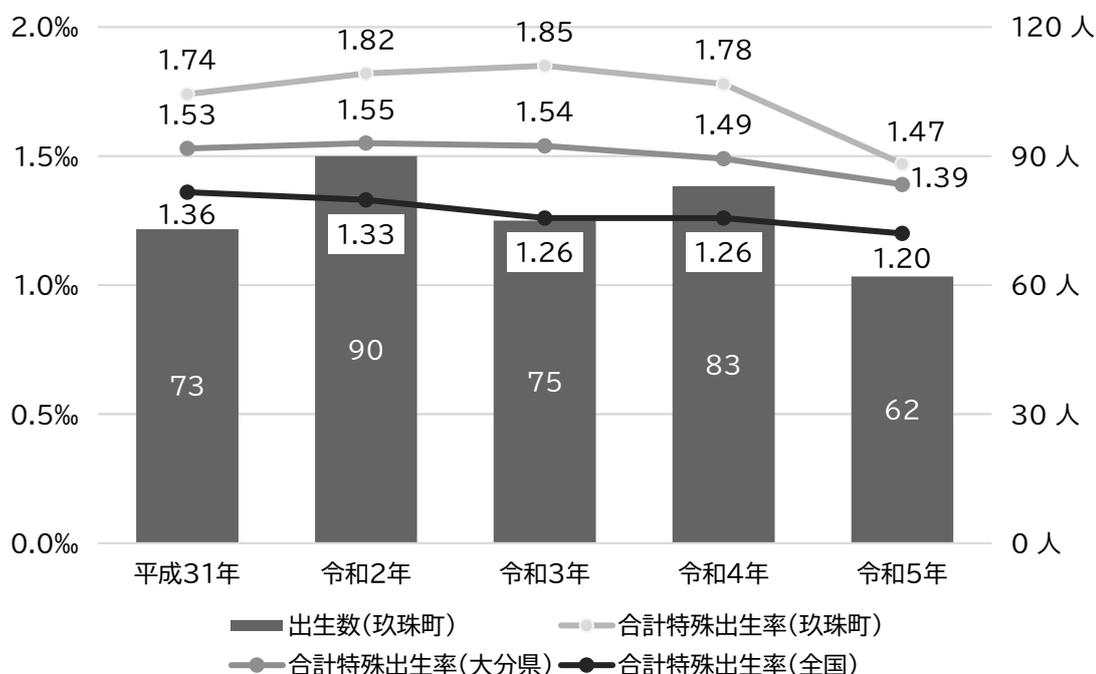
資料:大分県人口動態総覧

(5)出生の状況

玖珠町の出生状況として、出生数は令和2年から令和4年までは比較的安定した推移でしたが、令和5年は減少となっています。これは出生率、合計特殊出生率においても同様の傾向となっています。

また、合計特殊出生率において全国の傾向と比較すると高い数値を示しています。

■玖珠町における出生数(率)及び合計特殊出生率の推移



■玖珠町の出生状況

【単位:人・‰】

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数(玖珠町)	73	90	75	83	62
合計特殊出生率(玖珠町)	1.74	1.82	1.85	1.78	1.47
合計特殊出生率(大分県)	1.53	1.55	1.54	1.49	1.39
合計特殊出生率(全国)	1.36	1.33	1.26	1.26	1.20

資料:大分県合計特殊出生率、大分県人口動態総覧

※出生率:人口千人当たりの出生の件数

※合計特殊出生率:15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。

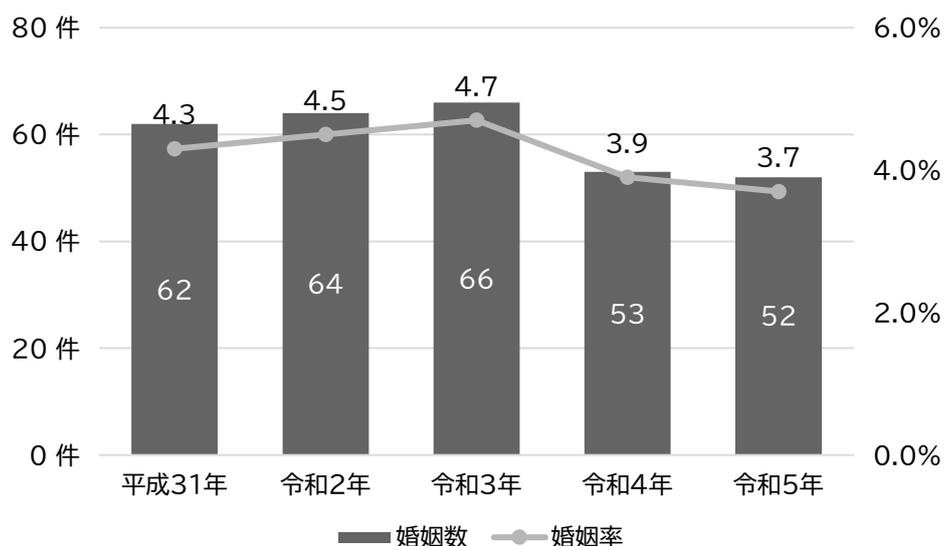
(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻率は平成 31 年が 4.3%であり、令和5年は 3.7%と低下している傾向です。婚姻件数は令和3年から令和4年にかけて減少し、以降は概ね横ばいで推移しています。

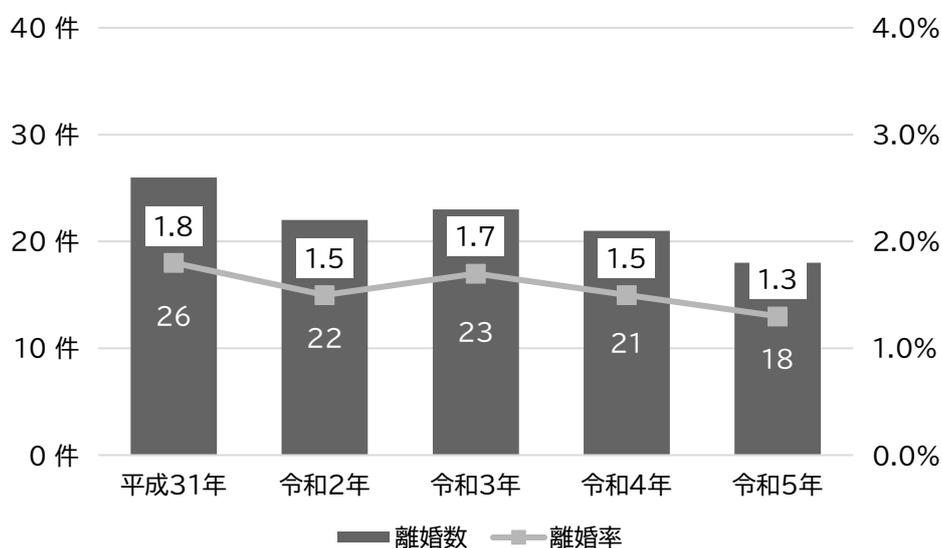
未婚率は、男性では令和2年にわずかな減少がみられ、女性では平成 22 年から令和2年で増加傾向となっています。

■ 玖珠町の婚姻・離婚の状況

< 婚姻 >

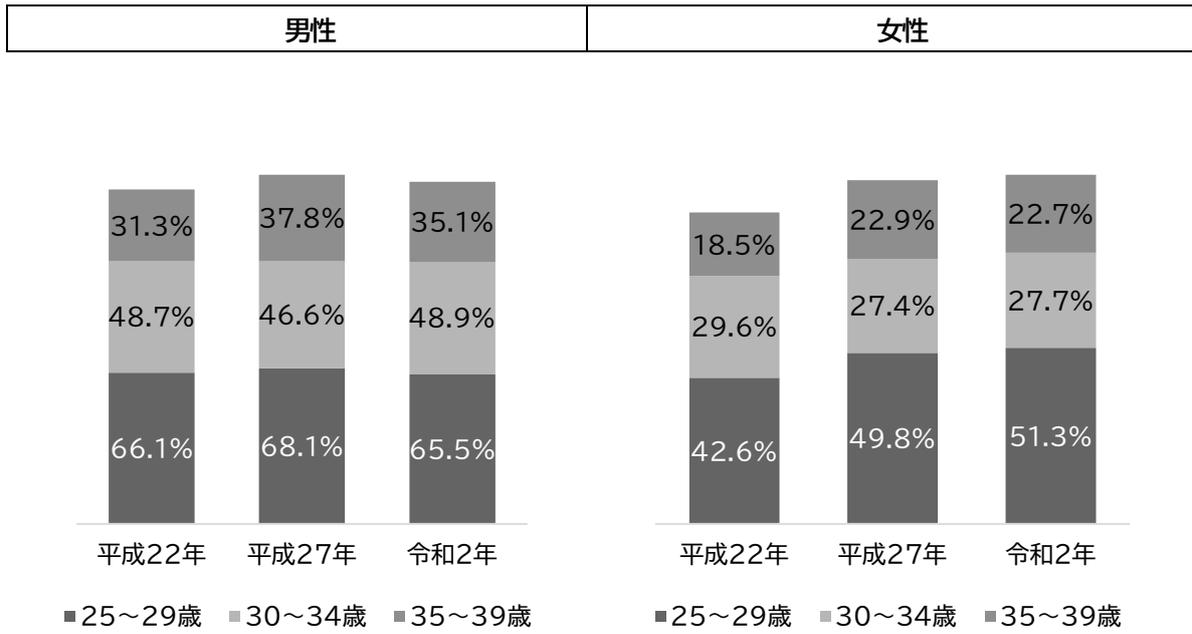


< 離婚 >



資料: 総務省統計局人口動態

■ 玖珠町の未婚率の推移

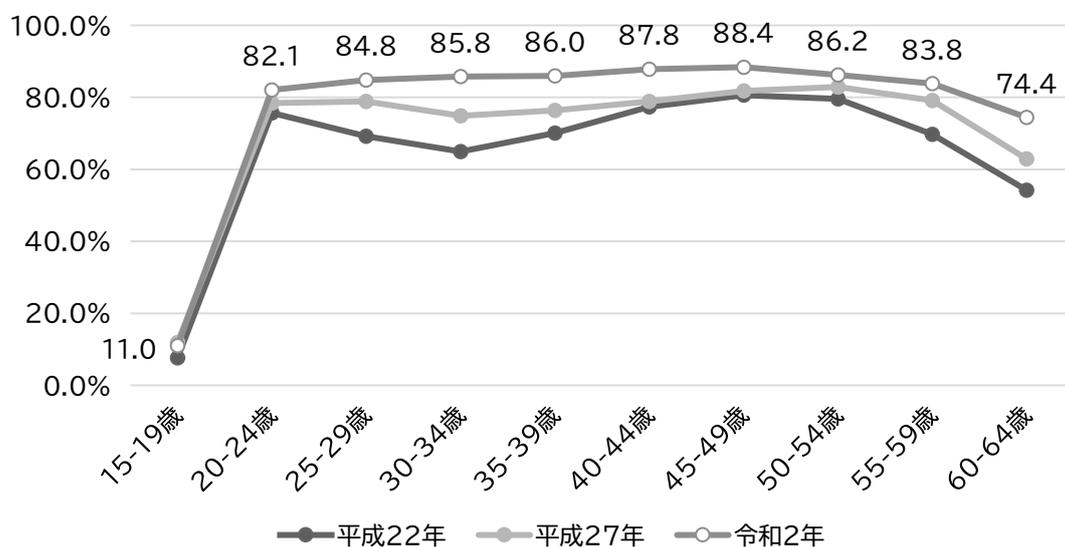


資料:総務省統計局国勢調査

(7)就労の状況

女性の年齢別就業率は年々増加する傾向にあり、本町における女性の就業率は、国が目標としている「女性の就業率 80%以上」を超えており、令和2年では概ね国や大分県の実績を上回っている状況です。

■ 玖珠町における女性の年齢別就業率の推移

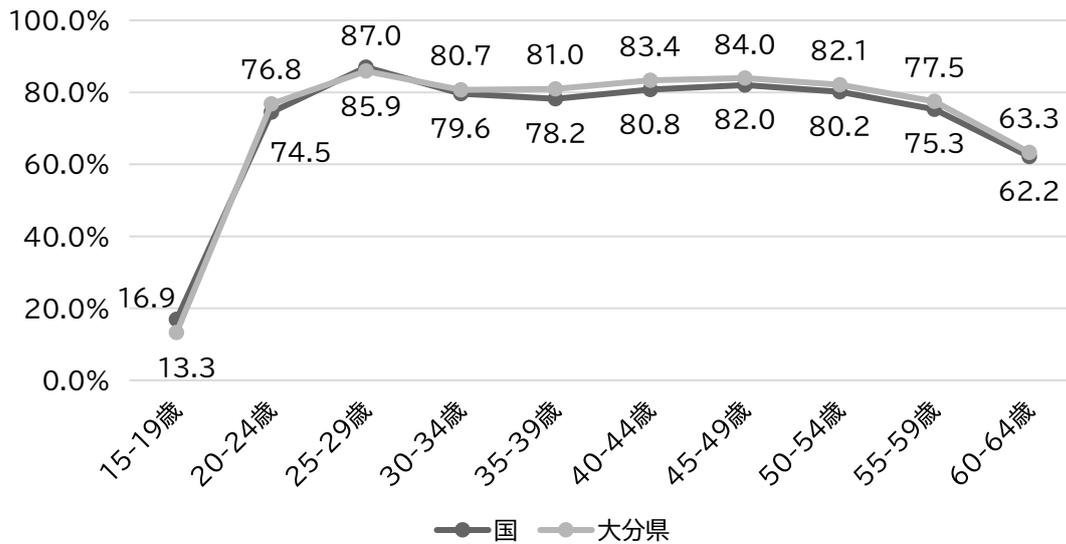


【単位:%】

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
平成22年	7.6	75.7	69.2	64.9	70.1	77.4	80.6	79.6	69.7	54.2
平成27年	11.9	78.4	78.9	74.9	76.4	78.9	81.8	82.9	79.1	62.9
令和2年	11.0	82.1	84.8	85.8	86.0	87.8	88.4	86.2	83.8	74.4

資料:総務省統計局国勢調査

■国・大分県における女性の年齢別就業率の推移(令和2年)



【単位:%】

	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳
国	16.9	74.5	87.0	79.6	78.2	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2
大分県	13.3	76.8	85.9	80.7	81.0	83.4	84.0	82.1	77.5	63.3

資料:総務省統計局国勢調査

2. 教育・保育施設の状況

第2期計画では教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとの見込み(必要利用定員の総数)と確保策及び実施時期を設定しています。

そのため、計画期間中の実績に基づき検討を行い、本計画の見込み量の算出の参考とします。

〈認定区分〉

1～3号認定(子ども・子育て支援法第19条等)保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定(子どもの認定区分)します。その上で施設型給付※を行う仕組みの事です。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、1～ 2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育 に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付ではなく、「認定こども園・幼稚園・保育所」を通じた共通の給付が行われること。

(1)利用児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総数	448	427	402	394	375
0歳児	18	17	17	21	15
1歳児	63	58	48	58	61
2歳児	85	71	66	56	68
3歳児	82	94	80	76	66
4歳児	100	85	102	81	81
5歳児	100	102	89	102	84

資料:各年4月1日

(2)1号認定(3歳以上、幼稚園を利用希望)の状況

【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の内容(定員)	150	150	150	150	150
②実績	42	43	52	30	24
過不足①-②	108	107	98	120	126

資料:各年4月1日

(3)2号認定(3歳以上、保育所を利用希望)の状況

【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の内容(定員)	231	231	231	231	231
②実績	240	238	219	229	207
過不足①-②	▲9	▲7	12	2	24

資料:各年4月1日

(4)3号認定(0歳～2歳、保育所を利用希望)の状況

【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の内容(定員)	182	212	212	212	212
②実績	166	146	131	135	144
過不足①-②	16	66	81	77	68

資料:各年4月1日

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

第2期計画では国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めています。

そのため計画期間中の実績との検討を行い、本計画の見込み量の算出の参考とします。

(1)利用者支援事業

こどもや保護者が、認定こども園等での教育・保育や一時預かり、児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施予定か所数(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②実績	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足①-②	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

資料:各年度

(2)延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(11 時間)を超えて延長して保育を実施します。

[対象年齢]0～5歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人/年)	176人	176人	176人	176人	176人
②実績	138人	110人	116人	110人	99人
過不足①-②	38人	66人	60人	66人	77人

資料:各年度

(3)放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢]就学児(6～11歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人/年)	130人	130人	146人	148人	155人
②実績	130人	130人	146人	148人	155人
過不足①-②	0人	0人	0人	0人	0人

※各年度5月1日

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

【対象年齢】(0～17歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人日/年)	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
②実績	0人	0人	0人	0人	13人日
過不足①-②	14人日	14人日	14人日	14人日	1人日

資料:各年度

(5)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

【対象年齢】(0歳)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人/年)	60人	63人	70人	52人	60人
②実績	60人	63人	70人	52人	60人
過不足①-②	0人	0人	0人	0人	0人

資料:各年度

(6)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

【対象者】要支援児童、特定妊婦、要保護児童

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人/年)	5人	5人	5人	5人	5人
②実績	0人	1人	0人	0人	0人
過不足①-②	5人	4人	5人	5人	5人

資料:各年度

(7)地域子育て支援拠点事業

公共施設や認定こども園、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【対象年齢】0～2歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②実績	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足①-②	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

資料:各年度末

(8)一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、認定こども園その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

【対象年齢】①幼稚園在園児は3～5歳②在園児以外は0～5歳

①幼稚園における在園児対象型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人日/年)	1,322人日	3,405人日	2,472人日	2,222人日	859人日
②実績	1,322人日	3,405人日	2,472人日	2,222人日	859人日
過不足①-②	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

②幼稚園における在園児対象型以外

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人日/年)	97人日	65人日	136人日	111人日	88人日
②実績	97人日	65人日	136人日	111人日	88人日
過不足①-②	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

資料:各年度

(9)病児保育事業、子育て援助活動支援事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

なお、令和3年10月から県内における広域利用が可能になり、町外の病児保育事業を利用することができるようになりました。

[対象年齢]0～11歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人日/年)	520人日	520人日	520人日	520人日	520人日
②実績	0人日	11人日	11人日	7人日	10人日
過不足①-②	520人日	509人日	509人日	513人日	510人日

資料:各年度

(10)子育て援助活動支援事業

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[対象年齢]0～11歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人/日)	548人日	548人日	548人日	548人日	548人日
②実績	51人日	52人日	70人日	75人日	46人日
過不足①-②	497人日	496人日	478人日	473人日	502人日

資料:各年度

(11)妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保の方策(人)	125人	141人	110人	102人	100人
②実績	125人	141人	110人	102人	100人
過不足①-②	0人	0人	0人	0人	0人

資料:各年度

4. 実態調査の結果概要

(1) 調査の目的

本町では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、「第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画」(令和7年度からの5年間)を策定します。

本アンケート調査は、小学生以下のお子さんのいる保護者に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する施策のニーズなどを把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査地域

玖珠町内全域

(3) 調査時期

令和6年2月28日(水)～令和6年3月15日(金)

(4) 調査対象者等

玖珠町内に在住する就学前児童及び小学校在学中の児童の保護者

(5) 回収状況

No	調査対象	調査数	調査方法	対象者	有効回収※票数と有効回収率
1	就学前児童世帯(保護者)	394	郵送回答 WEB 回答	世帯悉皆	180 45.7%
2	小学生世帯(保護者)	445	郵送回答 WEB 回答	世帯悉皆	222 49.9%

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

(6) 結果の概要

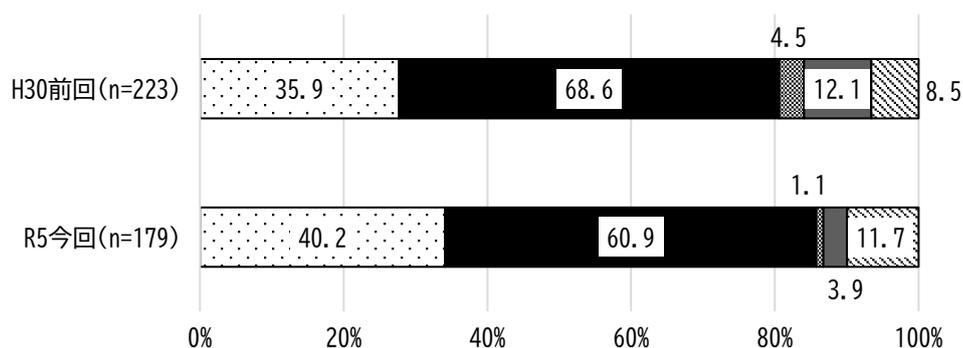
① 家庭の子育て環境

i) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童保護者においては、前回の調査と比較すると、日常的に親族にみてもらえる人が増え、緊急時や用事の際にみてもらえる人が減っています。

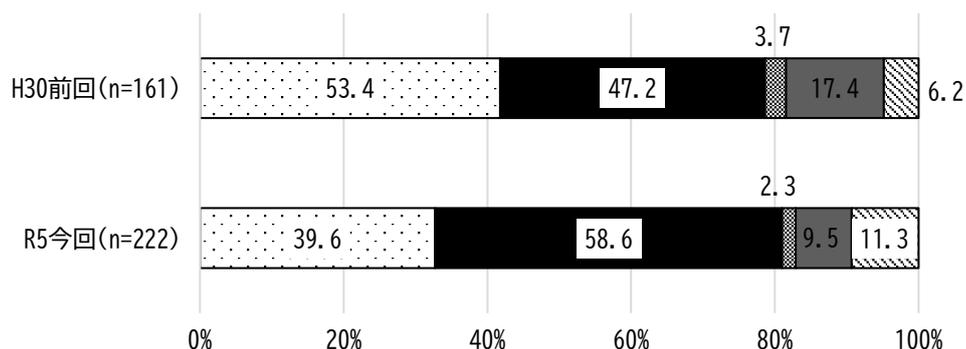
対して、小学生保護者においては、前回の調査と比較すると、日常的に親族にみてもらえる人が減り、緊急時や用事の際にみてもらえる人が増えています。

【就学前児童保護者】



- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- ▣ 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- ▣ いずれもない

【小学生保護者】

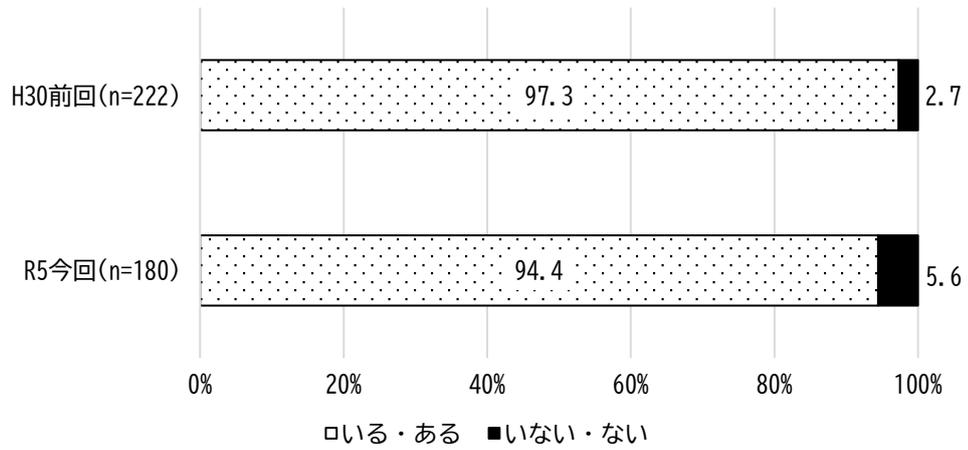


- 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
- 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
- ▣ 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
- ▣ いずれもない

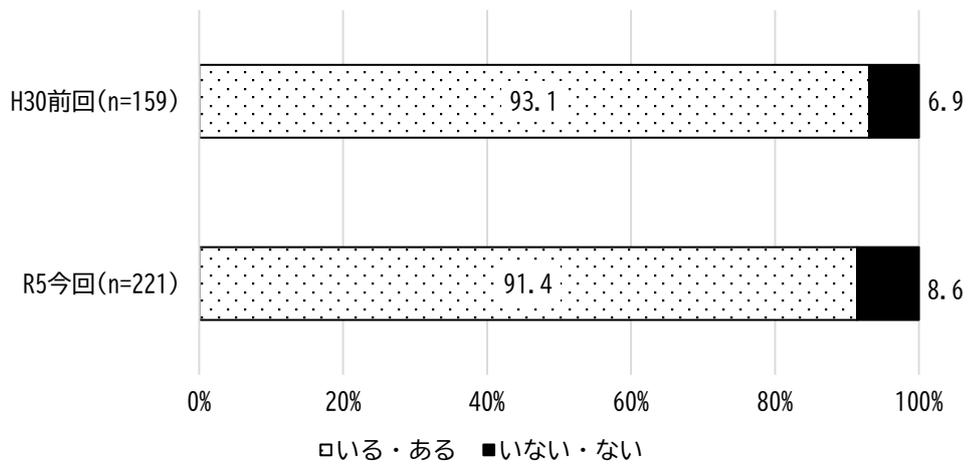
ii) 子育てに関して、気軽に相談できる相手・場所の有無

就学前児童保護者と小学生保護者ともに、前回の調査と変わらず、ほとんどの人がいる・あると答えています。

【就学前児童保護者】



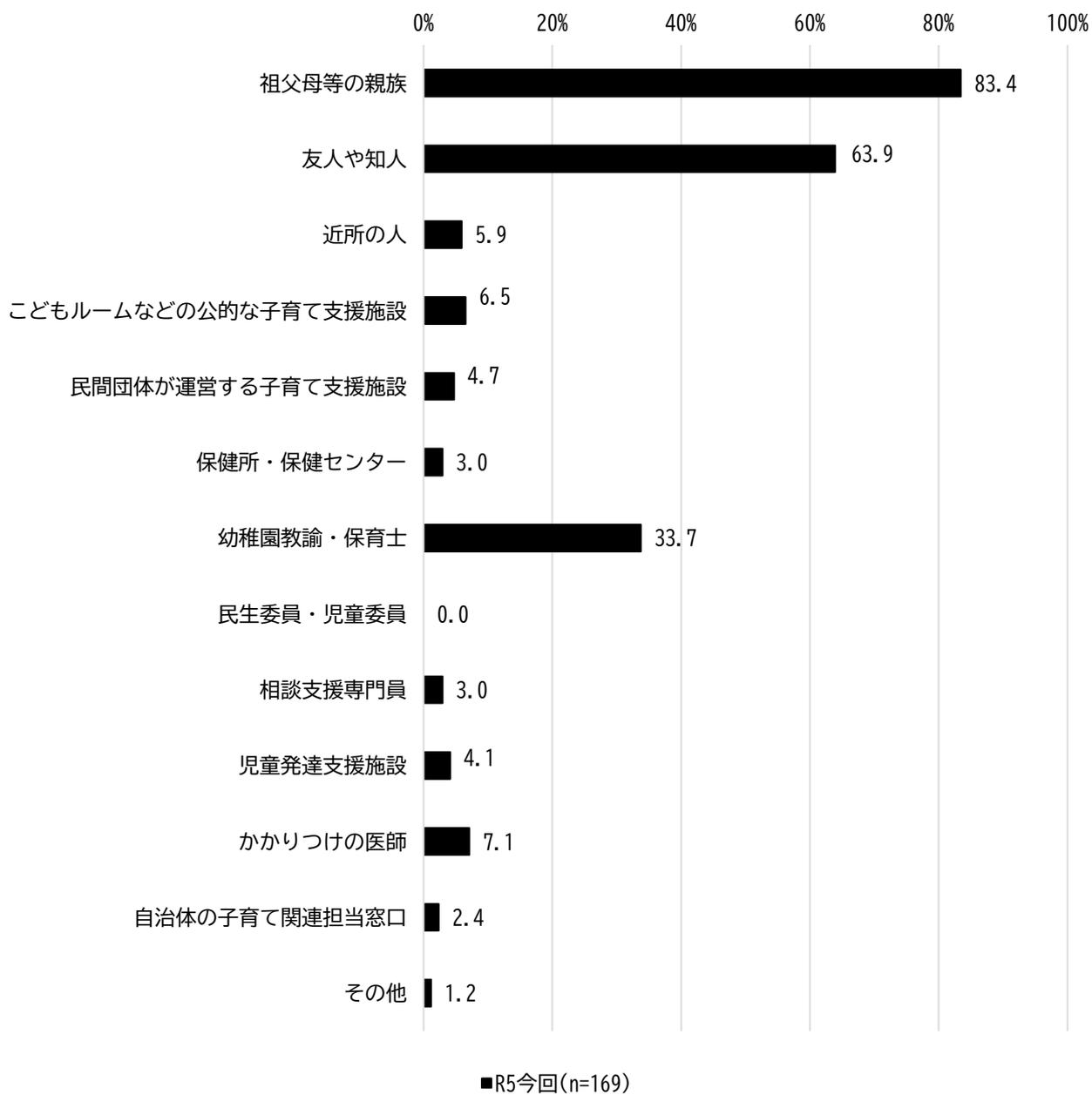
【小学生保護者】



iii)子育てに関して、気軽に相談できる具体的な相手・場所先

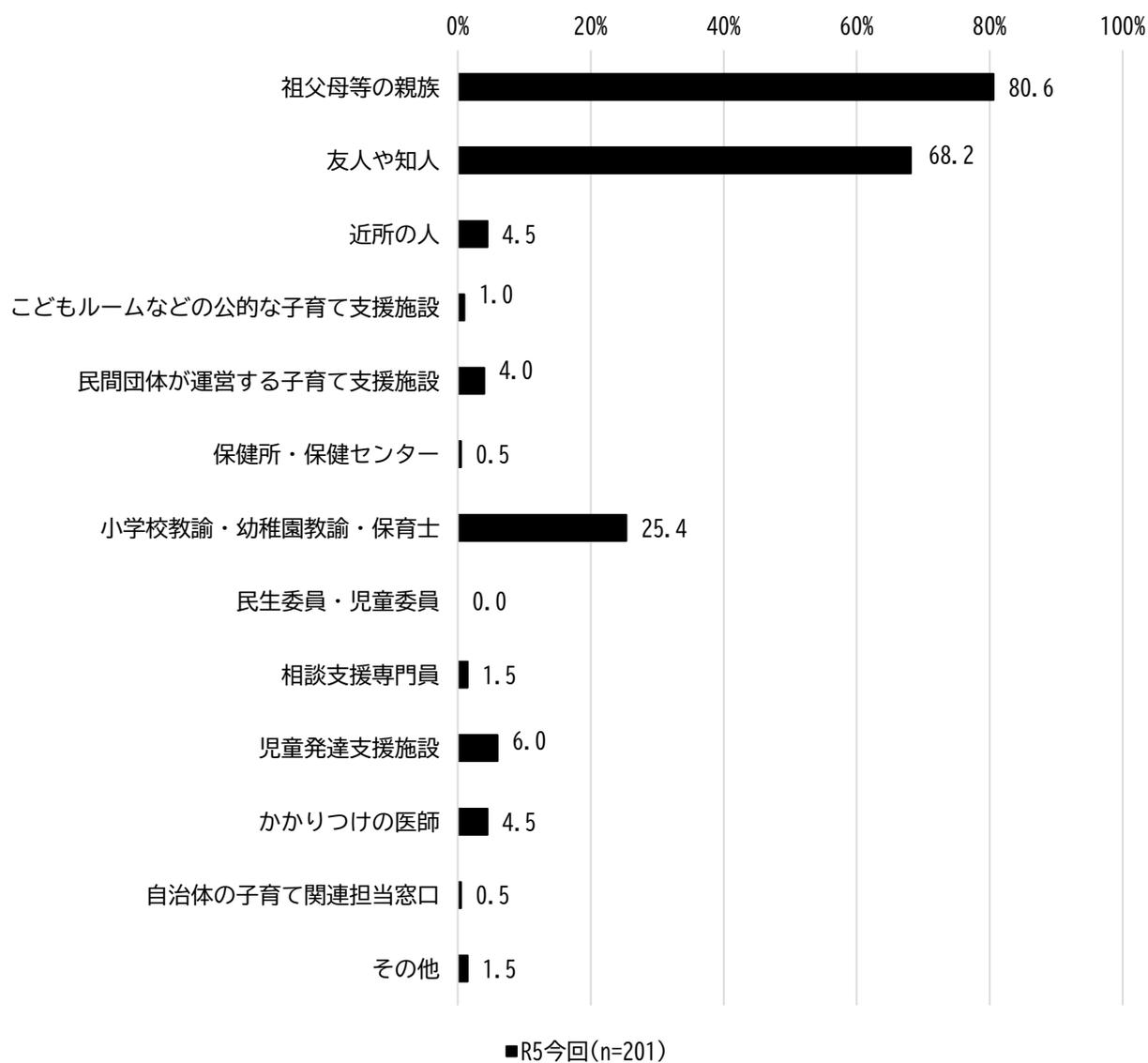
就学前児童保護者と小学生保護者ともに、前回の調査と比較して、全体として割合は同等となっています。

【就学前児童保護者】



※前回調査と選択肢が異なるため前回比較なし

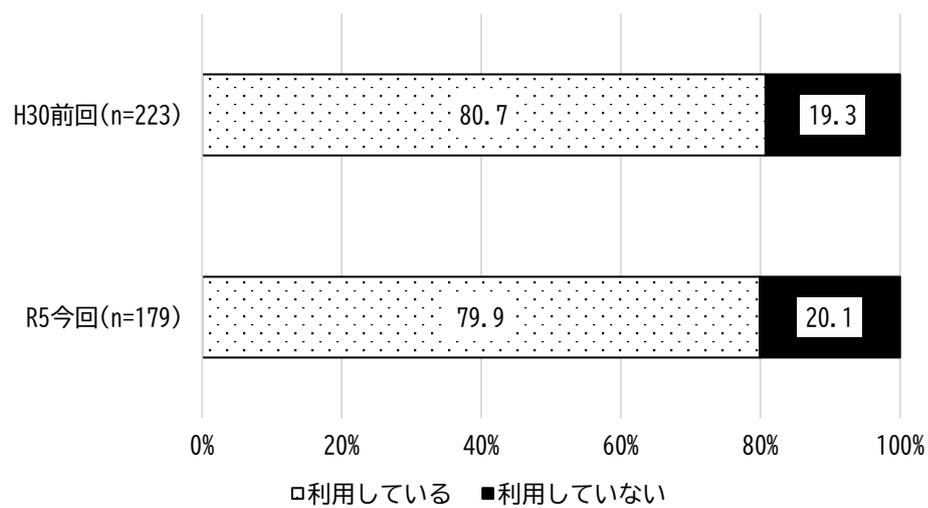
【小学生保護者】



②教育・保育施設の平日利用

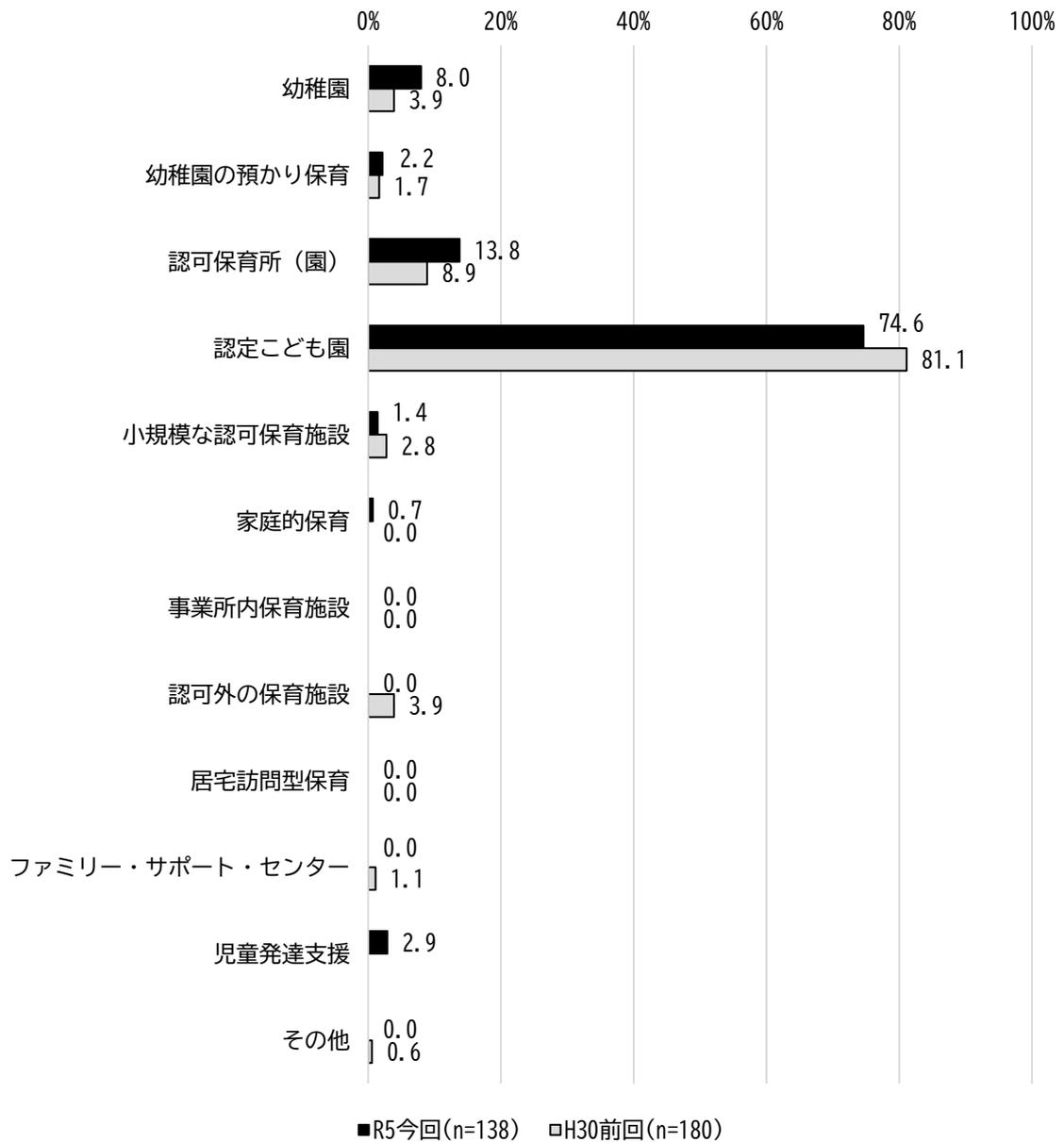
i)利用状況(就学前児童保護者のみ)

前回の調査と比較して、全体として利用者の割合は同等となっています。



ii)施設ごとの利用状況(就学前児童保護者のみ;利用している人への質問)

「認定こども園」が最も多くなっています。前回の調査との比較では、利用者が最も増加したのは「認可保育所(園)」で4.9%増加しています。対して利用者が最も減少したのは「認定こども園」で6.5%減少しています。

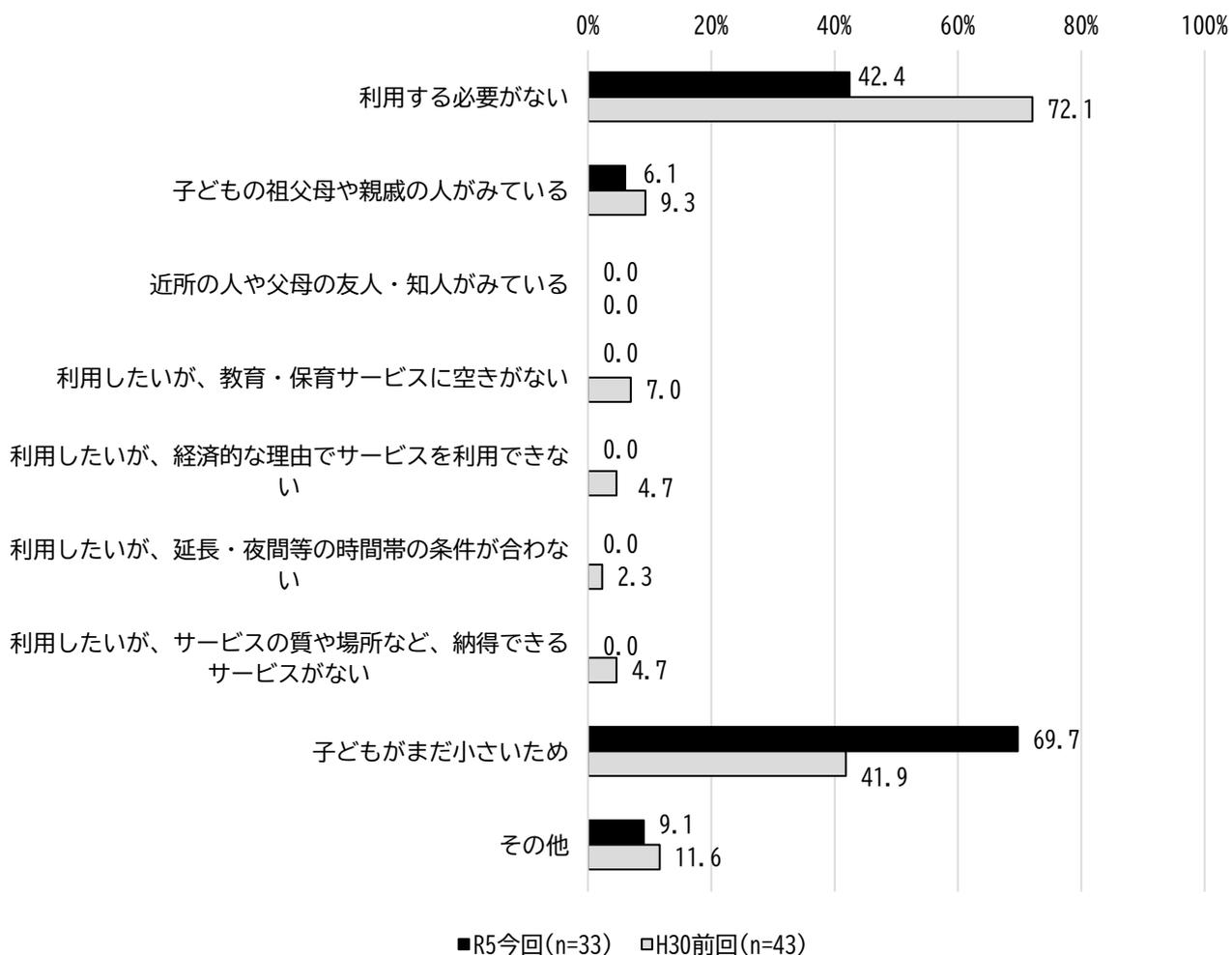


※「児童発達支援」は前回調査で選択肢にないため比較データなし

iii)教育・保育施設を利用していない理由

(就学前児童保護者のみ;施設を利用していない人への設問)

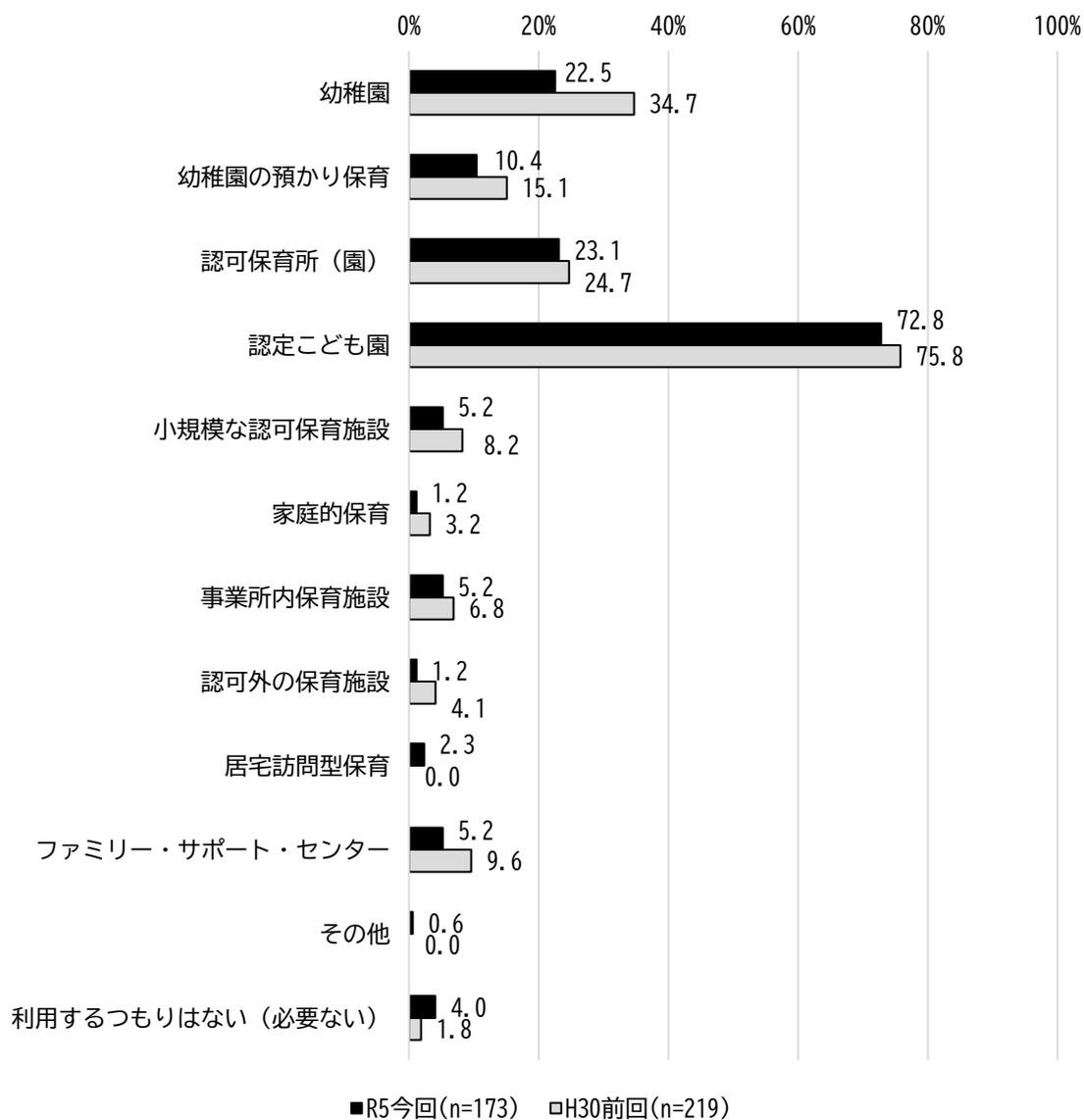
「利用する必要がない」が最も多くなっています。前回の調査との比較では、最も減少したのは「利用する必要がない」で 29.7%減少。また、前回の調査で提供状況が理由で利用していない人が 7.0%いましたが、今回の調査ではいなくなっています。



iv)現在の利用有無に関わらず、今後定期的に利用したい平日の教育・保育サービス

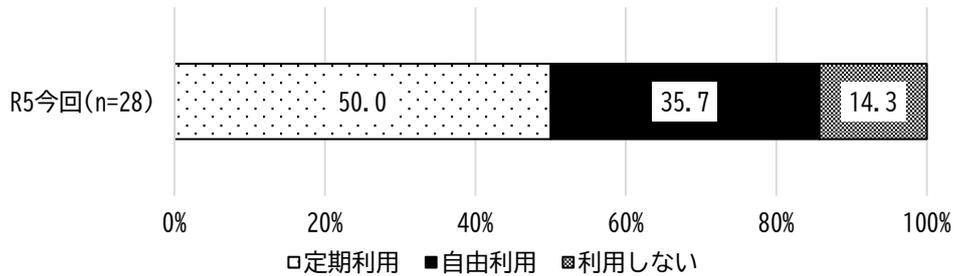
(就学前児童保護者のみ)

「認定こども園」が最も多くなっています。前回の調査との比較では、最も減少したのは「幼稚園」で12.2%減少。全体として各サービスの割合が減っている中、「利用するつもりはない(必要ない)」が増加しています。



③「こども誰でも通園制度(仮称)」が実施された場合の利用意向

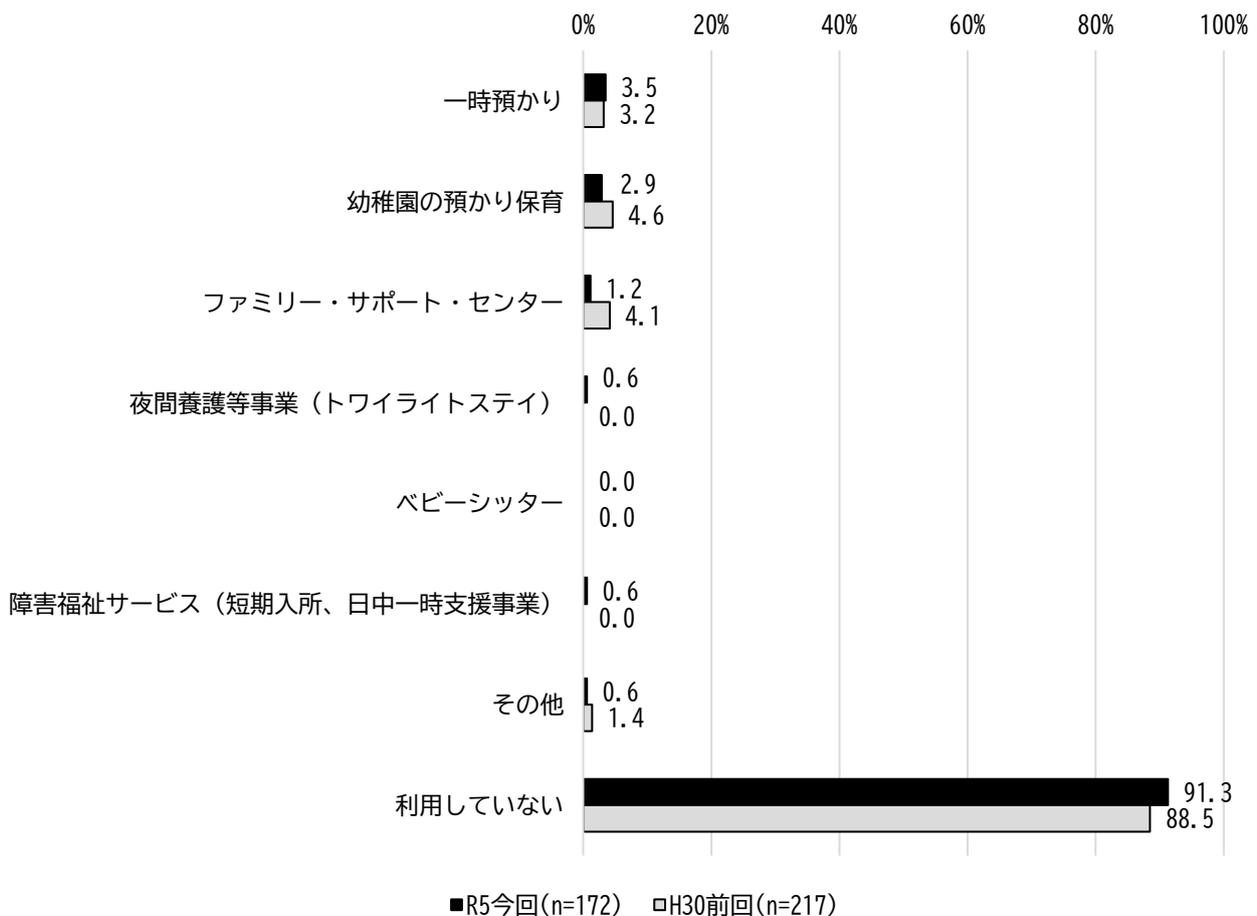
i) こども誰でも通園制度が実施された場合、利用しようとする方法 ※新規設問のため前回比較なし
 (就学前児童保護者のみ:現在、保育所・認定こども園・地域型保育事業所等を利用していない人)
 「定期利用」が 50.0%「自由利用」が 35.7%と、全体としてほとんどの人が利用する意向を示しています。



④不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用

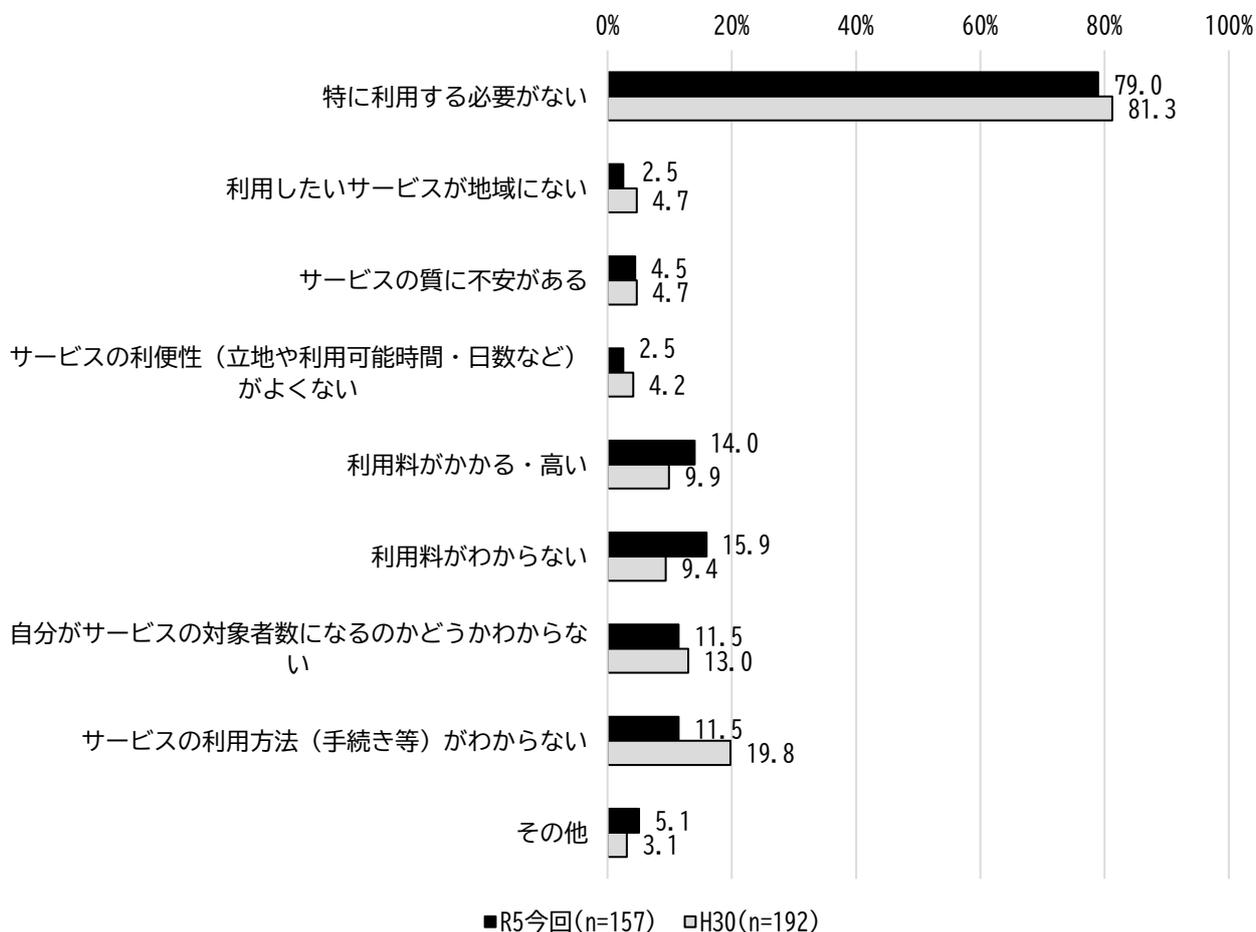
i) 利用状況(就学前児童保護者のみ)

「利用していない」が最も多くなっています。前回調査との比較では、全体として割合は同等となっています。



ii)利用していない理由(就学前児童保護者のみ;利用していないと答えた人への設問)

「特に利用する必要がない」が最も多くなっています。前回調査との比較では、最も割合が増えたのが「利用料がわからない」が 6.5%増加、最も割合が減ったのは「サービスの利用方法(手続き等)がわからない」が 8.3%減少しています。



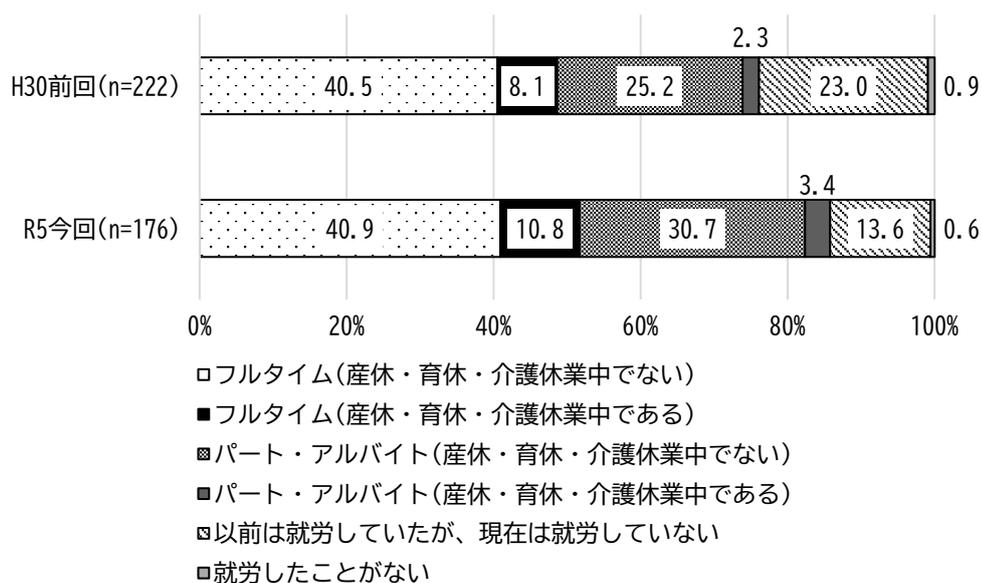
⑤保護者の就労状況

・母親

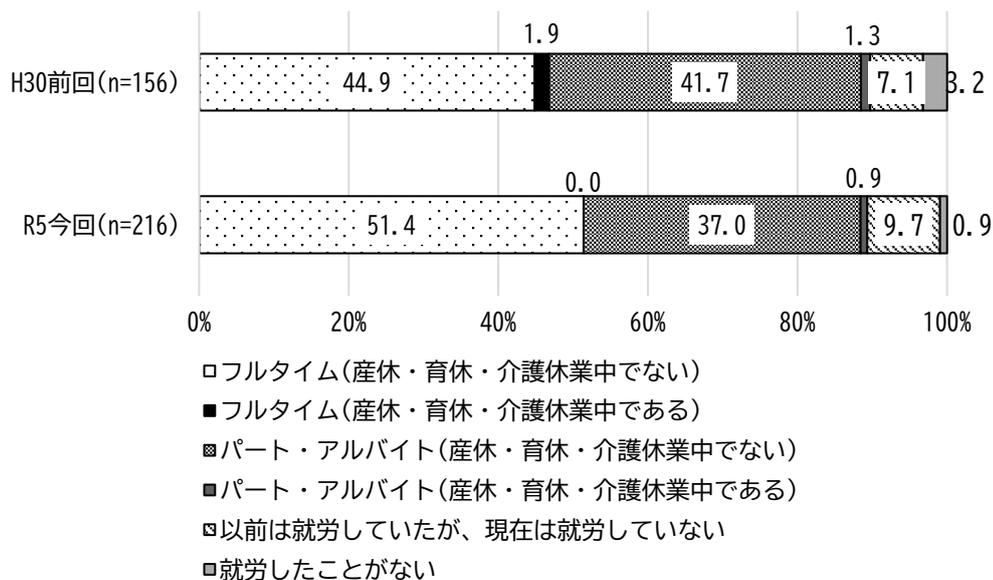
母親のフルタイム就労(産休・育休・介護休業中でない)が、前回調査と比較して、就学前児童保護者においては同等で、小学生保護者においては6.5%増加しています。一方でパートタイム、アルバイト等就労の割合は就学前児童保護者においては5.5%増加、小学生保護者においては4.7%減少となっており、小学生保護者はフルタイム就労が増えていることが関係していると考えられます。

※ここでのフルタイム就労とは、雇用条件ではなく、週5日・1日8時間程度の就労のこと。

【就学前保護者】



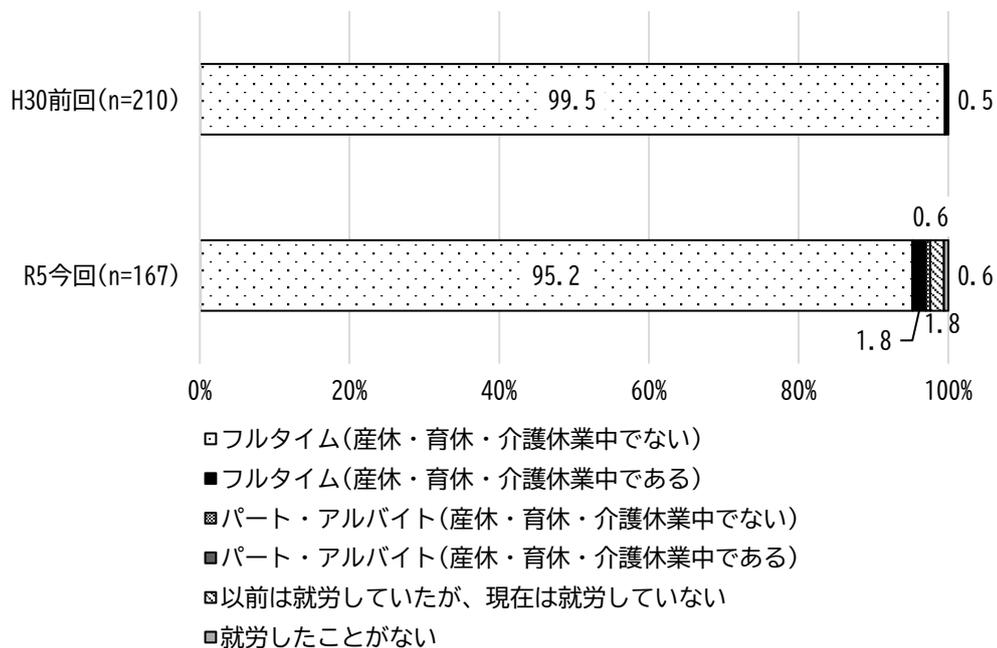
【小学生保護者】



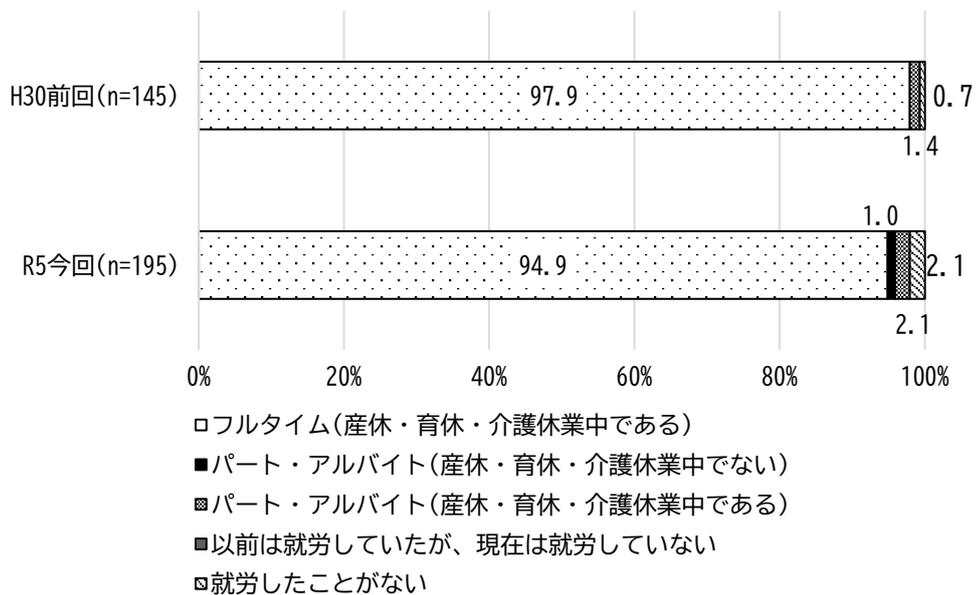
・父親

父親はほぼすべてフルタイム就労となっており、前回調査と傾向に大きな違いはありません。

【就学前保護者】



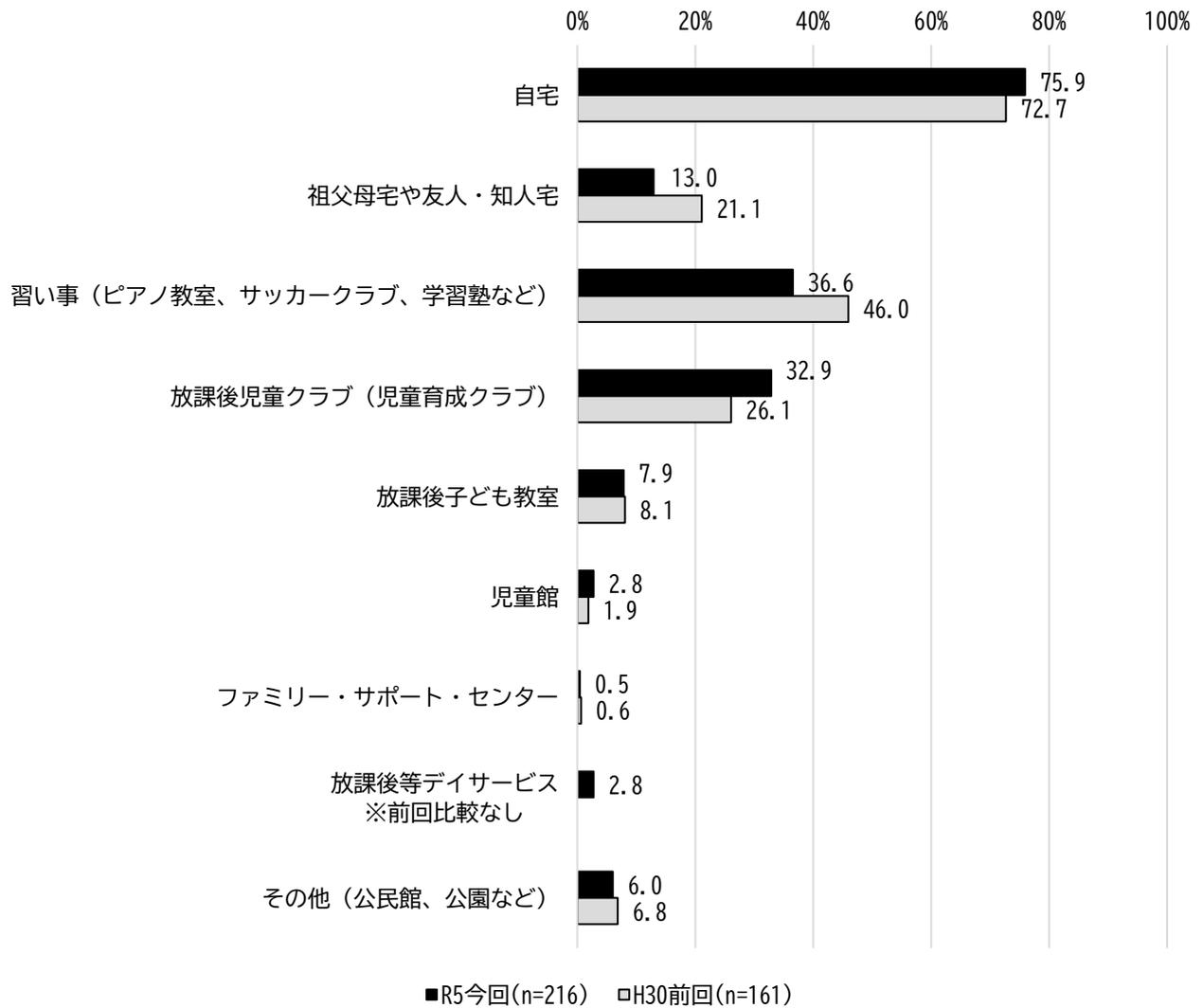
【小学生保護者】



⑥放課後の居場所(小学生保護者のみ)

i)お子さんを放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が最も多くなっています。前回調査との比較では、最も増加しているのが「放課後児童クラブ(児童育成クラブ)」の割合で6.8%増加しています。保護者の就労状況等の環境の変化により、サービスのニーズが高まっているものと考えられます。



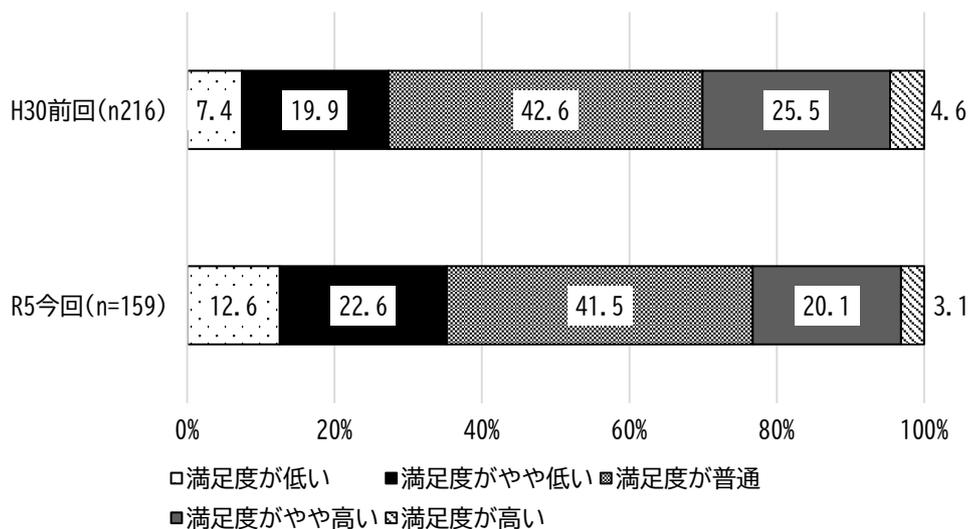
⑦子育て環境・支援への満足度

i) 地域の子育て環境への満足度

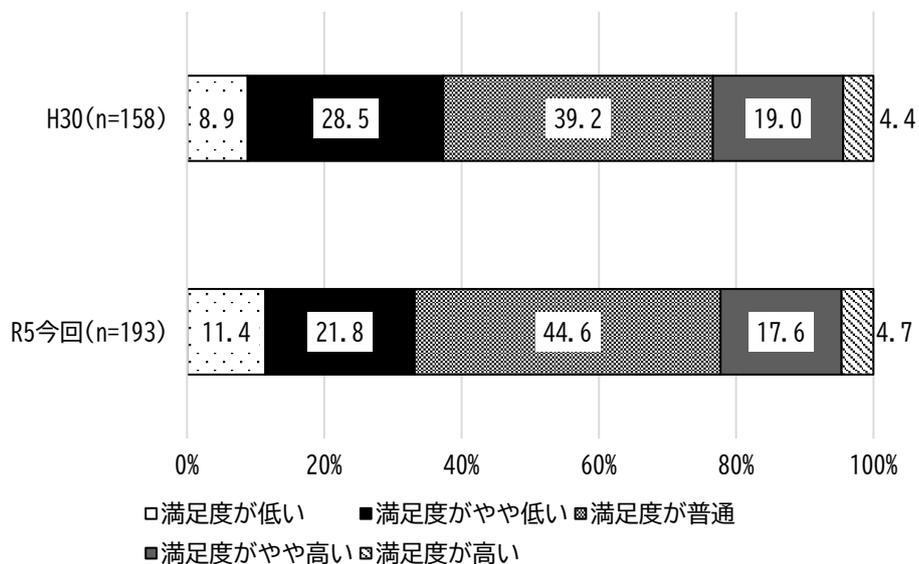
就学前児童保護者においては、前回調査と比較すると、満足度(「満足度がやや高い」と「満足度が高い」の合計)が6.9%減少と、全体として満足していない人が多くなっています。

小学生保護者においては、前回調査と比較すると、全体として満足度に大きな違いはありません。

【就学前保護者】



【小学生保護者】

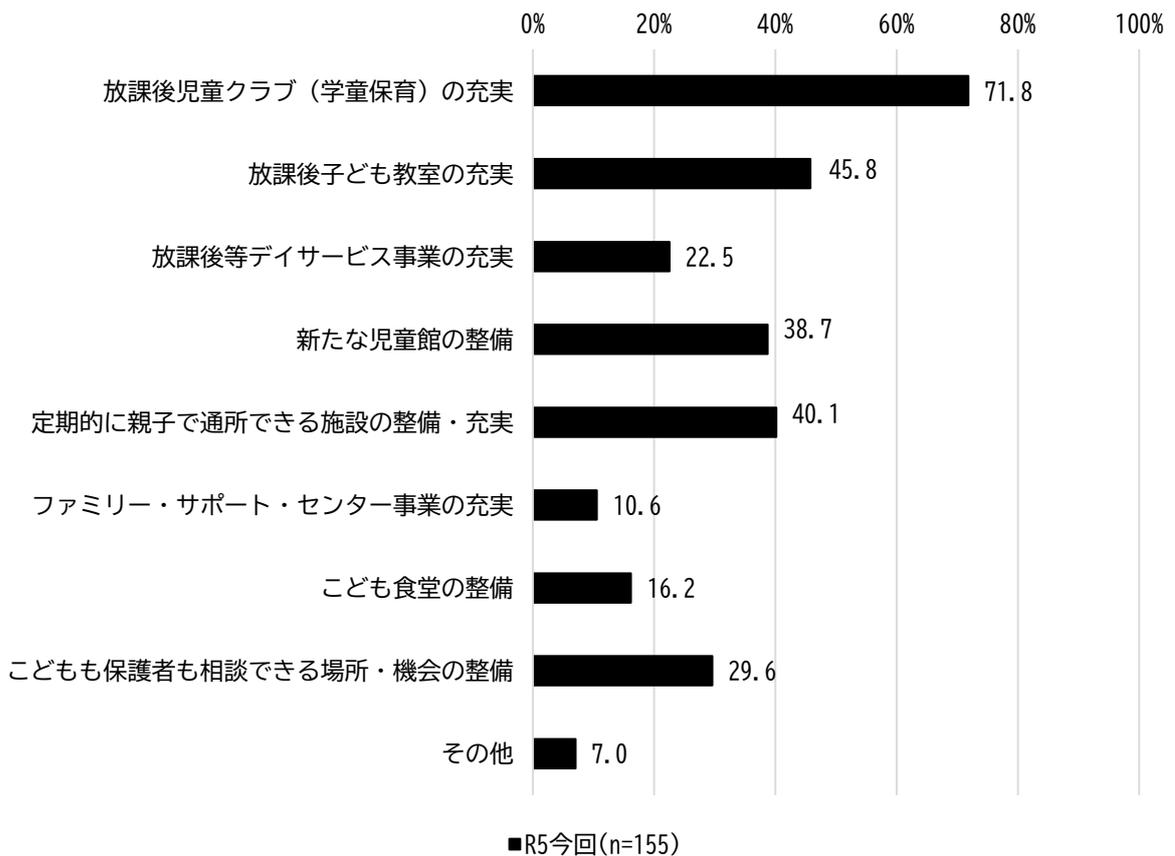


ii) 地域に今後必要だと思う子育て支援サービス・居場所 ※新規設問のため前回比較なし

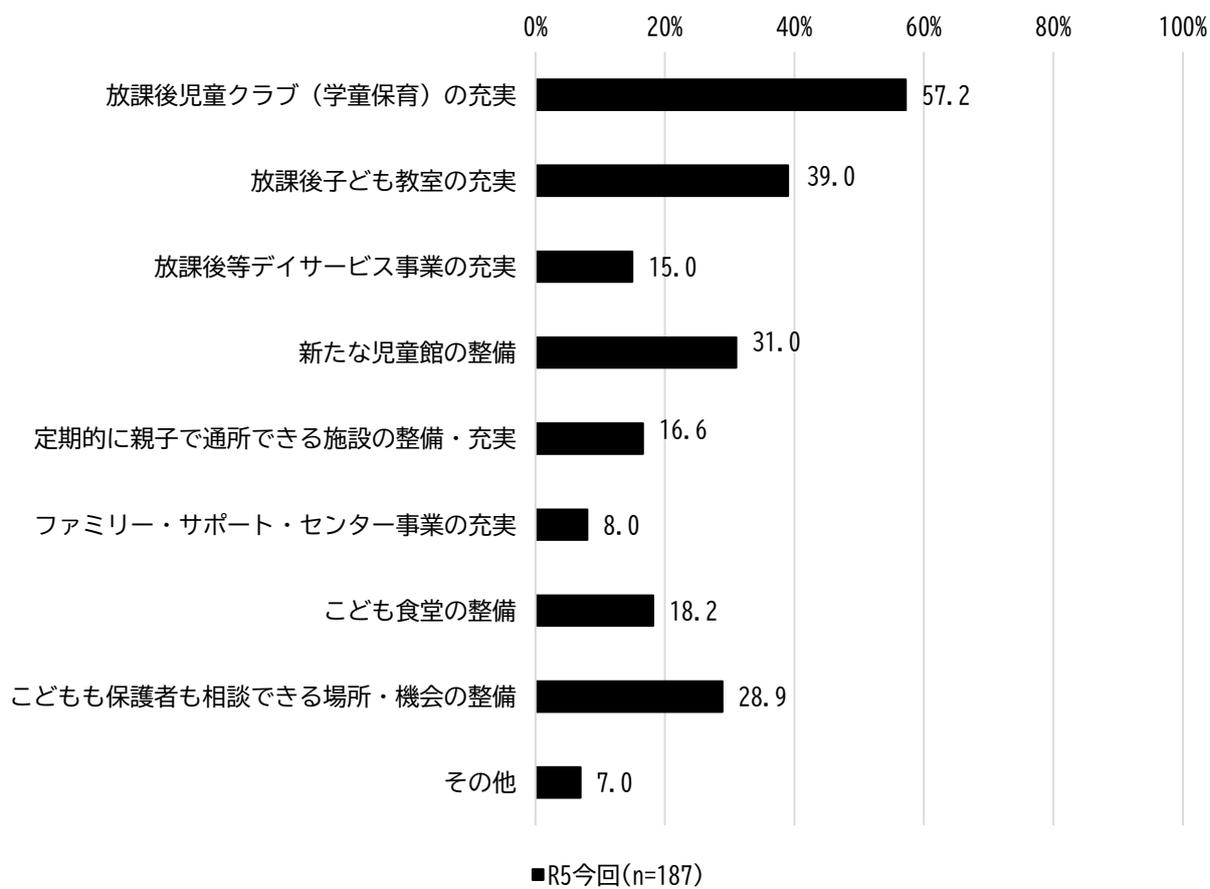
就学前児童保護者においては、最も多かったのが「放課後児童クラブ(学童保育)の充実」で71.8%でした。次いで、「放課後こども教室の充実」で45.8%、「定期的に親子で通所できる施設の設備・充実」が40.1%となっています。

小学生保護者においては、最も多かったのが「放課後児童クラブ(学童保育)の充実」で57.2%でした。次いで、「放課後こども教室の充実」で39.0%、「新たな児童館の整備」が31.0%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



5. 玖珠町における今後の課題

(1) 地域や社会情勢の変化に対応する教育・保育環境の整備

女性の就業率は年々上昇しており、本町でも増加の傾向となっています。これに伴い、共働き世帯は増加し、生活の様式の変化に伴い、多様なニーズが求められています。就業率の増加により家を空ける時間が延び、帰宅時間が遅くなるなどの変化が実態調査からもみられ、これらの変化にも柔軟な対応ができるよう検討していく必要があります。実態調査でも「地域に今後必要だと思う子育て支援サービス・居場所」を問う設問では、就学前児童保護者と小学生保護者ともに「放課後児童クラブ(学童保育)の充実」が最も多くなっています。今後も本町における共働き世帯の増加が考えられる中、教育・保育環境の充実やワーク・ライフ・バランスの推進など、安心して産み、育てることができる環境づくりが重要な課題であるといえます。

(2) 保護者の子育てケア

全国では核家族化、こどもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭やこどもと地域住民との関わる機会の減少等が問題視されます。本町でも実態調査にみられるように、「気軽に相談できる相手・場所の有無」についての設問では前回調査(平成 30 年)より就学前保護者と小学生保護者ともに「いない・ない」と答えた人の割合が増加しています。さらに、「気軽に相談できる具体的な相手・場所先」についての設問では前回調査(平成 30 年)より就学前保護者と小学生保護者ともに「友人・知人」と答えた人の割合が減少傾向となっています。また、自治体の子育て関連担当窓口や子育て支援施設が相手と答えている人の割合は全体として少ない現状です。今後、誰もが気兼ねなく相談できる先の強化を町としても周知や活動に取り組んでいくことが求められます。

(3) ニーズの変化をとらえた幼児期の教育・保育の提供

子ども・子育て支援法の改正に基づき、令和8年度より乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が義務化となります。実態調査でも「こども誰でも通園制度(仮称)」が実施された場合の利用方法」についての設問では「定期利用」「自由利用」と答えた人の割合を合計して 85.7%の人が利用する意向を示しています。就労形態の多様化、母親の就業率の上昇が予想されることもあり、今後さらに保護者のニーズも多様化し、変化していくことが考えられるため、変化するニーズをとらえた事業体制の検討や多様な保育サービスの充実が求められます。

(4) 放課後のこどもの居場所の充実

本町では、小学生を対象に、適切な遊びや生活の場として放課後児童クラブの充実を図ってきました。放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、実態調査でも「お子さんを放課後に過ごさせたい場所」についての設問では前回調査(平成 30 年)より、最も増加しているのが「放課後児童クラブ(児童育成クラブ)」となっています。保護者の就労状況等の環境の変化により、サービスのニーズが今後も高まってくると考えられるため、こどもたちが楽しく、安全に過ごせる居場所づくりの充実を図ることが必要です。

(5)すべてのこどもの健やかな育ちが保障される地域の子育て支援体制・環境の充実

今後は就業率の増加に伴い、0歳から2歳までのこどもの入園(入所)率の上昇も予想されますが、全国でも発達上の支援が必要なこどもが増加している現状などから、就学前のこどもや特別な支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の必要性は今後も高まっていくものと考えられます。これらの課題の対応については、地域、関係機関等と連携し、それぞれの特性を生かしながら子育てしやすい環境の整備に努める必要があります。実態調査でも「地域の子育て環境への満足度」についての設問で「非常に満足」が前回調査(平成30年)より、「満足度がやや高い」と「満足度が高い」の合計が6.9%減少と、全体として満足していない人が多くなっています。今後、ひとり親家庭への支援や児童虐待、発達上の支援が必要なこどもや家庭への支援など、特別な支援が必要なこどもへの支援はもちろんのことですが、すべてのこどもの健やかな育ちが保障される支援体制の整備に努める必要があります。

第3章 基本的な考え方

1. 目的

本町の子ども・子育て支援事業は、日本国憲法の花神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために定めた「児童憲章」で掲げる以下の実現を目的とします。

「児童は、人として尊ばれる。」

「児童は、社会の一員として重んぜられる。」

「児童は、よい環境の中で育てられる。」

2. 基本理念

第2期計画においてその理念に「こどもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくり」を掲げ、5つの基本目標をもとに取組を進めてまいりました。

これは子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の基本理念を踏まえたもので、玖珠町総合計画にも掲げられている基本方針の一つ、“健やかに自分らしく生きるまちづくり”の趣旨と合致するものでもあり、本町においての基本的な方向性となります。このため本計画における「基本理念」は、事業の一貫性という意味からも、第2期計画を踏襲し、この理念の下、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指します。

基本理念

こどもの人権を守り、喜び楽しみながら、
みんなで育てる童話の里づくり

3. 基本的な視点

こどもの育ちと子育てをめぐる環境変化を踏まえつつも、子育てに対する基本的な考え方には普遍性があるとの観点から「第2期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」を踏まえて、以下の4つの視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

①こどもの視点

こどもの人権が守られることを第一義とし、いきいきと楽しみ、健やかな成長に資するという視点。

②次世代の親づくりという視点

こどもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、こどもとともに大人(親)が子育ての喜びや楽しさを実感できるという視点。

③社会全体による支援の視点

従来の子育ては、地域住民も密接な関わりを持ち、良好な関係の中からこどもの健全育成に重要な役割を果たしていました。保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域コミュニティを再構築し、地域社会全体で子育てを支援するという視点。

④地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てに関する活動を行う組織団体等(子育てサークル、ボランティアグループをはじめとするマンパワー)を地域の社会資源と位置づけ、十分かつ効果的に活用するという視点。

第4章 子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み等

市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、教育・保育の提供区域の設定及び各事業における計画期間中の量の見込み(ニーズ量)と、それに対する確保の内容(供給量)を示します。

1. 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村が地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定するものです。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 玖珠町における教育・保育提供区域

今後、計画期間中に都市計画等の大きな状況の変化は想定されていないことから、第2期計画と同様に、玖珠町全域を1区域として設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定(3～5歳)	町内全域	教育・保育の区域設定については、町内全域とします。
2号認定(3～5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1～2歳)		

(2)地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から本町全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

事業	提供区域及び考え方
利用者支援に関する事業 こどもの親またはこどもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	今後の提供体制の想定から、町内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。	現状どおり町内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業です。	現状どおり町内全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助等)を行います。	現状どおり町内全域とします。
子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。	本町では教育・保育施設での利用も含むため、町内全域とします。
延長保育事業 延長保育・休日保育を実施する事業です。	通常利用する施設等での利用が想定されるため、町内全域とします。
病児・病後児保育事業 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とします。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全な育成を図る事業です。	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。

事業	提供区域及び考え方
<p>妊婦等包括相談支援事業</p> <p>妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。</p>	<p>町内全域とします。</p>
<p>乳児等通園支援事業</p> <p>子ども・子育て支援法において規定されており、満3歳未満の小学校就学前のこどもで、こどものための教育・保育給付を受けていない者が利用対象です。月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能です。この事業は、乳児や幼児への遊びや生活の場の提供、保護者との面談、保護者への援助を行います。</p>	<p>町内全域とします。</p>
<p>産後ケア事業</p> <p>産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。</p>	<p>現状どおり町内全域とします。</p>
<p>子育て世帯訪問支援事業</p> <p>18歳未満の子どもを育てる家庭に対し、家事・育児の支援を行う事業です。支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴し、家事・子育ての支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的としています。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>児童育成支援拠点事業</p> <p>養育環境に課題を抱える児童に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供などを行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、関係機関と連絡調整を行う事業です。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>親子関係形成支援事業</p> <p>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>

※子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は現時点で実施予定がないため、提供区域及び考え方は割愛。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員の総数)を定めています。

認定区分

1～3号認定(子ども・子育て支援法第19条等)保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定(こどもの認定区分)します。そのうえで施設型給付*を行う仕組みの事です。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育に 該当

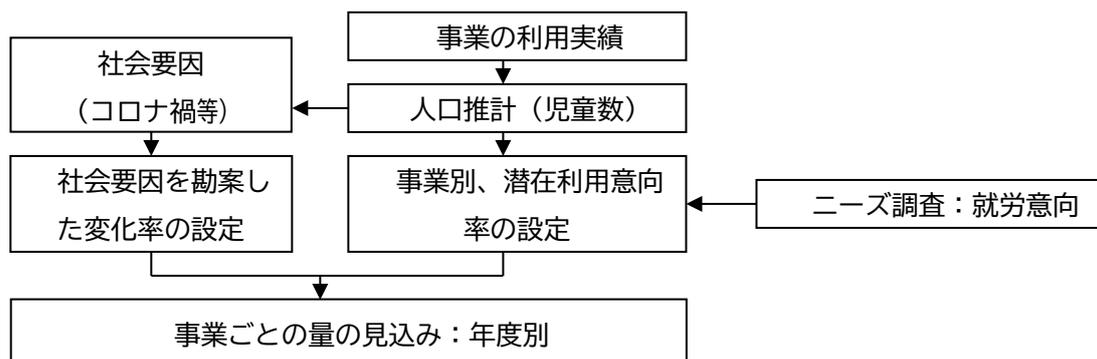
*施設型給付＝保護者本人への給付ではなく、「認定こども園・幼稚園・保育所」を通じた共通の給付が行われること。

(2) ニーズ量推計の手順

子ども・子育て支援サービスの見込み量については、国の示した「量の見込み」算出等の手引の考え方をもとに、独自の手法で算出しています。国の示す方法は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込み量の標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、本町の実情を鑑みた手法をとりました。主な手順は以下のとおりです。

- ・事業の利用実績を基準とします。
- ・各年度の人口を推計します。
- ・ニーズ調査結果から、就労意向等の潜在利用意向率を設定します。
- ・直近の利用実績が明らかにコロナ禍等の社会要因の影響を受けている場合、それを勘案した変化率を設定します。

【本計画における量の見込みの算出手順】



(3)教育・保育の需要量及び確保の方策

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校及び就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員の総数)と確保の内容及び実施時期を設定します。

① 1号認定(3歳以上、教育を利用希望)

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	24人	24人	24人	23人	20人
確保方策 ② 特定教育・保育施設	60人	60人	60人	60人	60人
過不足(②-①)	36人	36人	36人	37人	40人

② 2号認定(3歳以上、保育認定を利用希望)

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み ①	203人	201人	203人	198人	191人	
確保方策 ②	特定教育・保育施設	223人	214人	210人	198人	198人
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	合計	223人	214人	210人	198人	198人
過不足(②-①)	20人	13人	7人	0人	7人	

③ 3号認定(0歳、保育認定を利用希望)

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み ①	15人	14人	13人	12人	12人	
確保方策 ②	特定教育・保育施設	43人	43人	38人	35人	35人
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	合計	43人	43人	38人	35人	35人
過不足(②-①)	28人	29人	25人	23人	23人	

④ 3号認定(1～2歳、保育認定を利用希望)

■量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	合計(1～2歳)	124人	119人	114人	109人	105人
	1歳	57人	56人	53人	51人	48人
	2歳	67人	63人	61人	58人	57人
確保方策 ②	特定教育・保育施設	134人	133人	132人	127人	127人
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	合計	134人	133人	132人	127人	127人
過不足(②-①)		10人	14人	18人	18人	22人

■3号認定(0～2歳) 保育利用率の目標設定について

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率(①÷③)	59%	59%	59%	59%	59%
推計児童数(0～2歳) ③	235人	224人	216人	206人	198人

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1)地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、計画期間中における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「見込み量」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業等によるサービス供給(確保の方策)及び実施時期を以下のとおり定めます。

① 利用者支援事業

子どもや保護者が、認定こども園等での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。令和7年度から「こども家庭センター型」を実施する予定です。

[対象年齢]0～5歳

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実施か所数) ①	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策(実施か所数) ②	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足(②-①)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や認定こども園、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢]0～2歳

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ利用人数/年)	571人	545人	525人	501人	481人
確保の方策(実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(利用人数/年) ①	72人	70人	66人	64人	62人
確保の方策(利用人数/年) ②	72人	70人	66人	64人	62人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

[対象年齢]0歳

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(訪問人数/年) ①	76人	72人	70人	66人	64人
確保の方策(訪問人数/年) ②	76人	72人	70人	66人	64人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援)を行う事業です。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(訪問人数/年) ①	0人	0人	0人	0人	0人
確保の方策(訪問人数/年) ②	5人	5人	5人	5人	5人
過不足(②-①)	5人	5人	5人	5人	5人

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]0歳～17歳

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ利用人数/年) ①	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保の方策(延べ利用人数/年) ②	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
過不足(②-①)	12人日	12人日	12人日	12人日	12人日

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[対象年齢]0歳～11歳

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ利用人数/年) ①	80人日	87人日	96人日	105人日	115人日
確保の方策(延べ利用人数/年) ②	1,825人日	1,825人日	1,825人日	1,825人日	1,825人日
過不足(②-①)	1,745人日	1,738人日	1,729人日	1,720人日	1,710人日

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、認定こども園その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

【対象年齢】幼稚園在園児は3～5歳、在園児以外は0～5歳

【幼稚園在園児】

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ利用人数/年) ①	1,970人日	1,950人日	1,970人日	1,921人日	1,853人日
確保の方策(延べ利用人数/年) ②	1,970人日	1,950人日	1,970人日	1,921人日	1,853人日
過不足(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【幼稚園における在園児対象型以外】

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ利用人数/年) ①	152人日	148人日	146人日	141人日	135人日
確保の方策(延べ利用人数/年) ②	152人日	148人日	146人日	141人日	135人日
一時預かり事業 (在園児対象型以外) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	152人日	148人日	146人日	141人日	135人日
過不足②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑨ 延長保育事業(時間外保育事業)

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間(11時間)を超えて延長して保育を実施します。

【対象年齢】0～5歳

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(利用人数/年) ①	103人	101人	100人	97人	93人
確保の方策(利用人数/年) ②	176人	176人	176人	176人	176人
過不足(②-①)	73人	75人	76人	79人	83人

⑩ 病児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。本町では病後児保育施設のみのため、病児保育対象のこどもの受入れができていないため、ニーズに対応できるよう今後検討します。

[対象年齢]0～11歳

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(延べ利用人数/年) ①	44人日	42人日	41人日	39人日	38人日
確保の方策(延べ利用人数/年) ②	520人日	520人日	520人日	520人日	520人日
病児保育事業	520人日	520人日	520人日	520人日	520人日
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
過不足②-①	476人日	478人日	479人日	481人日	482人日

⑪ 放課後児童健全育成事業

主に保護者が、就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢]就学児(6～11歳)

■量の見込み

提供区域:町内全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(利用人数/年) ①	150人	141人	134人	129人	126人
学年別合計					
小学1年生	41人	38人	37人	35人	34人
小学2年生	43人	41人	38人	37人	36人
小学3年生	26人	24人	24人	22人	22人
小学4年生	17人	16人	14人	14人	13人
小学5年生	18人	17人	16人	16人	16人
小学6年生	5人	5人	5人	5人	5人
確保の方策(延べ利用人数/年) ②	150人	141人	134人	129人	126人
過不足②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(小学校区域別 量の見込み及び確保の方策)

森中央校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校1年生	14人	13人	13人	12人	12人
小学校2年生	13人	12人	11人	11人	11人
小学校3年生	11人	11人	11人	10人	10人
小学校4年生	5人	5人	4人	4人	4人
小学校5年生	6人	5人	5人	5人	5人
小学校6年生	2人	2人	2人	2人	2人
確保の方策(人)	51人	48人	46人	44人	44人
塚協校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校1年生	21人	20人	19人	18人	17人
小学校2年生	24人	23人	22人	21人	20人
小学校3年生	12人	11人	11人	10人	10人
小学校4年生	9人	8人	8人	8人	7人
小学校5年生	10人	10人	9人	9人	9人
小学校6年生	2人	2人	2人	2人	2人
確保の方策(人)	78人	74人	71人	68人	65人
北山田校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校1年生	6人	5人	5人	5人	5人
小学校2年生	6人	6人	5人	5人	5人
小学校3年生	3人	3人	3人	3人	3人
小学校4年生	3人	3人	2人	2人	2人
小学校5年生	2人	2人	2人	2人	2人
小学校6年生	1人	1人	1人	1人	1人
確保の方策(人)	21人	20人	18人	18人	18人

⑫ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数/年) ①	216人日	210人日	198人日	192人日	186人日
確保の方策 (延べ利用人数/年) ②	216人日	210人日	198人日	192人日	186人日
過不足②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑬ 乳児等通園支援事業 ※令和8年度より事業開始予定

乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援法において規定されており、満3歳未満の小学校就学前のこどもで、こどものための教育・保育給付を受けていない者が利用対象です。月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能です。この事業は、乳児や幼児への遊びや生活の場の提供、保護者との面談、保護者への援助を行います。

[対象年齢]0～2歳

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(利用人数/月) ①	—	5人	5人	5人	5人
確保の方策(利用人数/月) ②	—	5人	5人	5人	5人
過不足②-①	—	0人	0人	0人	0人

⑭ 産後ケア事業

産後ケア事業とは、産後間もない母子に対して、助産師や保健師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(利用人数/年) ①	26人	24人	24人	22人	22人
確保の方策(利用人数/年) ②	26人	24人	24人	22人	22人
過不足②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業とは、家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭の不安や悩みを傾聴し、家事・子育ての支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐことを目的とする事業です。

■本町の実施方針

努力義務のため、情勢を鑑みて今後、実施を検討します。

⑯ 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業は、養育環境に課題を抱える児童に対して、居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供などを行うとともに、児童と家庭の状況をアセスメントし、関係機関と連絡調整を行う事業です。

■本町の実施方針

努力義務のため、情勢を鑑みて今後、実施を検討します。

⑰ 親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業は、児童と保護者に対して、適切な関係性の構築を目指すための支援です。講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達に応じた情報提供や相談、助言を行い、同じ悩みを抱える保護者同士が情報交換できる場を提供します。

■本町の実施方針

努力義務のため、情勢を鑑みて今後、実施を検討します。

第5章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1. 教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的提供の推進においては、保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育成されるよう、教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的にとらえた環境の整備が重要です。幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、受入れ体制づくりの支援を行います。

2. 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等こどもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。すべてのこどもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

3. 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携、並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進していきます。

4. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

5. 児童虐待防止対策の充実

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や民生児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用してこどもへの虐待の発生を予防するほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合に遅滞なく介入を求められるよう、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していきます。また、こども家庭センターでも、妊産婦や子育て世帯、こどもからの相談に親身になって応じるとともに、地域の関係機関等との連携を図りながら取り組んでいきます。

6. こどもの貧困対策

こどもの貧困は家庭ごとの経済的な困窮だけでなく、日常の生活や学習機会等にも影響を及ぼし、格差が生じる可能性があります。そうした格差に対し、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく均等な機会が生じる社会を実現するために、地域のこどもへの生活支援では多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地域にある様々な場所を活用し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所や集いの居場所を設けることを検討し、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みをつくることによって、地域のこどもたちへの支援体制を強化します。

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して県が策定するひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

7. 障がい児施策の充実

発達の遅れや障がいのあるこどもに対しては、障がいの早期発見、早期療育により、発達の可能性を最大限に伸ばしていけるよう支援していくことが大切です。また、乳幼児期から一貫した相談体制や在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な支援が必要であり、障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無にかかわらずともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。さらには、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、障がい児支援の地域格差解消を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。

8. 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。国による「働き方改革」でも、子育て・介護等と仕事の両立、障がい者の就労、育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気改善等の取組が進められており、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画・認定制度の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することとなっています。常時雇用する労働者が101人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務、100人以下の企業は努力義務です。また、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。加えて、令和4年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設されました。特例認定を受けられる企業が増えるように自治体としても、広報活動などを通じて、応援していきます。

第6章 次世代育成支援行動計画に関する取組

施策体系

【基本理念】 こどもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里づくり	次世代育成支援行動計画に関する取組	
	基本目標1 こどもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり	
	(1)社会全体の意識づくり	
	(2)こどもの人権を尊重する意識づくり	
	(3)男女共同参画に関する意識づくり	
	基本目標2 地域・社会全体での子育て	
	(1)子育て支援サービスの充実	
	(2)保育サービスの充実	
	(3)学校教育・生涯学習の充実	
	(4)地域の子育て力の復活	
	(5)社会的な養護の場の充実	
	基本目標3 こどもの最善の利益を支える環境づくり	
	(1)障がい児への支援	
	(2)児童虐待に対する取組の強化	
	(3)いじめ、不登校やひきこもりへの対応	
	(4)ひとり親家庭への支援	
	(5)こどもの貧困問題に対する取組	
	基本目標4 こどもの発育と健康の保持増進	
	(1)こどもの発育と健康管理	
	(2)乳幼児期からの健康な生活習慣づくり	
	基本目標5 子育ての喜びの啓発と出産支援	
	(1)親になるための健康づくりの支援	
	(2)子育て費用の支援	
	(3)職場環境の整備	
基本目標6 子育てを支援する環境の整備		
(1)施設及び生活環境の整備		

基本目標1. こどもの成長と子育てをみんなで支える意識づくり

【施策展開の基本方針】

こどもの成長と子育てを社会全体で支えるためには、町民の意識づくりが重要です。そのためには、地域の人々が子どもを取り巻く状況などについて理解を深め、互いを尊重する必要があります。

(1)社会全体の意識づくり

【施策の方向】

広報のほか、啓発効果が望める手段を検討します。

「人権を守る町民のつどい」「人権を考える町民のつどい」の事業を継続し、人権が尊重される意識づくりを推進します。

【第2期計画期間の振り返り】

若い世代に対して出産・育児の意義や素晴らしさを啓発するため、広報に「子育て世代包括支援センター」についての特集記事を実施するなど取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症により中止を余儀なくされた年もありましたが、「人権を守る町民のつどい」「人権を考える町民のつどい」など、人権尊重の意識を高める取組を行いました。しかし、参加者が固定化しているなど課題があります。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
広報、啓発活動の実施	子育て健康支援課	『広報くす』等で、次世代育成対策の必要性に理解が深まるような広報、啓発活動を行います。今後親になる世代に対し、出産や育児の意義や素晴らしき等を広報し、啓発活動を展開します。
	人権確立・部落差別解消推進課	「玖珠町人権施策基本計画」に基づき、人権が尊重される意識づくりを推進します。 町民向けに人権講演会を実施します。

(2)こどもの人権を尊重する意識づくり

【施策の方向】

毎年1回、『広報くす』にこどもをめぐる人権についての啓発記事を掲載する事業を継続し、権利を侵害されやすい立場に置かれているこどもの現状についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

差別をなくす人権標語募集・表彰事業を継続し、こどもが「自分の権利」を学び、自分と他人を大切にできるよう取り組みます。

学校教育での人権教育や町民の人権意識高揚の啓発として、学校・児童生徒の協力を得て事業を継続していきます。

令和5年度に成立した「こども基本法」では、こどもの権利条約の精神を基本にして、児童虐待等の明らかな人権侵害を受けないことだけでなく、自身に直接関係するすべての事柄(日常生活や将来の進路など)について意見を表明する権利など、ひとりの人間としての人権を保障されることが位置づけられています。

本町では引き続き、これらの広報、啓発活動や人権教育の普及の活動を継続していきます。

【第2期計画期間の振り返り】

毎年 11 月に「広報くす(隣保館だより)」を活用し、こどもの人権問題全般の相談窓口の紹介や、こどもをめぐる人権、児童虐待に関する啓発記事を掲載し、周知・啓発に努めました。

その他、こどもが「自分の権利」を学び、自分と他人を大切にできる取組として、「差別をなくす人権標語」を募集、表彰を実施し、人権教育の普及にも努めました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
広報、啓発活動の実施	子育て健康支援課 人権確立・部落差別解消推進課	権利を侵害されやすい立場に置かれているこどもの現状についての理解を深め、こどもを社会全体で守る意識づけのため、児童虐待防止法等の周知に努めます。 『広報くす』にこどもをめぐる人権についての啓発記事を年1回掲載します。
人権教育の普及	人権確立・部落差別解消推進課	こどもが「自分の権利」を学び、自分と他人を大切にできるような学習を進めます。差別をなくす人権標語の募集、表彰を行います。(町人権・部落差別解消教育啓発推進協議会への助成)
	社会教育課	学校教育での人権教育や町民の人権意識高揚の啓発として、学校・児童生徒の協力を得て事業を継続していきます。 『広報くす』に「あなたの人権・わたしの人権」の作文を毎月継続して掲載していきます。

(3)男女共同参画に関する意識づくり

【施策の方向】

男女共同参画フォーラムの実施事業を継続し、男女がともに活躍できる社会づくりを推進することにより、地域のこどもの成長と子育てを社会全体で支える意識の醸成を図ります。男女の性別に関係ない講座(高齢者講座、人権公開講座)を継続して実施していきます。現状に引き続き、参加しやすい学習の場の提供を行います。女性の創業支援事業、企業誘致活動事業を継続し、町内の女性起業家の育成を推進します。

【第2期計画期間の振り返り】

新型コロナウイルス感染症により、中止を余儀なくされた年もありましたが、男女共同参画フォーラムを開催し、講演会を行いました。また、毎年6月の「男女共同参画週間」に、「広報くす(隣保館だより)」に男女共同参画についての啓発記事を掲載するとあわせて町内の事業所にて「街頭キャンペーン」を実施しました。

男性の家事や育児の学習の場の提供については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、一時中止していましたが、令和6年度より従来どおりの内容で実施しました。令和5年度は健康福祉フェスタで、おおいたパパクラブについての啓発を行いました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
広報、啓発活動の実施	人権確立・部落差別解消推進課	「玖珠町男女共同参画基本プラン」に基づき、男女共同参画フォーラム、広報くす(隣保館だより)、街頭キャンペーン等、広く町内外に向けた男女共同参画に関する教育、学習機会の提供や啓発の充実に努めます。
学習の場の提供	子育て健康支援課	男性の家事や育児の学習の場を提供します。
環境づくりの推進	商工観光政策課	女性の就業や地域活動を支援し、活動しやすい環境づくりを推進します。

基本目標2. 地域・社会全体での子育て

【施策展開の基本方針】

核家族が多くなったことにより、地域のつながりが希薄化しています。また、女性が就労することにより、様々な働き方が生じています。このような現状を踏まえ、子育て家庭が充実して子育てを行うために、地域における子育て支援のさらなる充実が必要です。

(1)子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

地域子育て支援拠点の在り方を検討します。放課後のこどもたちの安心・安全な居場所については、勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動など今後も地域の方が主体となった放課後の支援体制の構築を行います。

小学生チャレンジ教室の未実施校においては、地域の状況に応じて実施を検討していきます。放課後児童クラブと小学生チャレンジ教室の連携は現在できていませんが、居場所の確保及び支援等の質の向上について、関係課で検討します。

放課後児童クラブは、今後も拡充についての方策を探ります。また、施設整備を行い、利用しやすいクラブを目指します。

【第2期計画期間の振り返り】

親子の地域交流や情報提供のため、子育て支援センターや親子サロン等からの要望に応じて育児相談・教育を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、機会としては減少していました。今後、コロナ禍以前の水準に戻すことを目指す必要があります。

放課後児童クラブを町内3か所で実施していますが、近年、需要が高まってきているため、拡充の検討が必要です。また、こどもの多様な体験のために、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型・連携についても検討が必要であり、今後の課題です。

子育て家庭の助け合いを促進するため、ファミリー・サポート・センターの会員増加に努めました。令和6年度は「まかせて会員養成講座」を2回計画しました。

ショートステイ事業に関しては、利用の可能性がある世帯に見学を勧めるなど、事前調整を実施しました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
活動の地域拠点づくり	子育て健康支援課	公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業を継続していきます。
小学生チャレンジ教室	社会教育課	放課後のこどもたちの安心・安全な居場所であり、勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動など今後も地域の方が主体となった放課後の支援体制の構築を行います。 未実施校においては、地域の要望に応じて実施を推進します。放課後児童クラブと放課後子供教室の連携について、関係課で検討します。
放課後児童クラブ	子育て健康支援課	見込み量の多い校区は、拡充に向けて取り組みます。同じ校区にあるが、現在、連携していない、またはどちらか一方しか存在しないケースもあるため、小学生チャレンジ教室との連携について研究し、関係者間の協議を行い、放課後児童クラブと小学生チャレンジ教室の連携について、関係課で検討します。
ファミリー・サポート・センター	子育て健康支援課	依頼会員や提供会員が増加するよう取り組みます。
ショートステイ トワイライトステイ	子育て健康支援課	ショートステイについては、緊急的な対応が可能となるよう児童養護施設等と事前に調整を行います。 トワイライトステイについては現在実施していないが、ニーズに応じた実施の方向性について検討します。

(2)保育サービスの充実

【施策の方向】

教育・保育の一体的な推進を強化していきます。また、認可外保育施設に対する今後の財政的支援についても、継続して検討します。

地域保育の充実に向けて、多様なサービスを充実させていく必要があります。

母子手帳アプリ「母子モ」の活用も含め、より多くの保育サービス等の情報提供を実施します。

【第2期計画期間の振り返り】

本町には待機児童がおらず、ニーズに応じた保育ができています。

認定外保育施設は、移設に伴い定員が縮小となりました。必要に応じて財政的支援の検討が必要です。

保育サービス等の情報提供について、令和2年度から「子育てハンドブック」を作成し、「子育て支援サイト」に掲載しています。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
保育所における保育サービスの推進	子育て健康支援課	保育ニーズに応じた保育を実施できるよう、取り組みます。
認可外保育施設における保育サービスの推進	子育て健康支援課	認定外保育施設は、必要に応じて財政的支援の検討等、保育の多様なニーズに対応するための支援を行います。
地域における保育サービスの推進	子育て健康支援課	地域保育サービスは、家庭で保育している保護者の支援や保育所、幼稚園の保育を補完するサービスであり、関係機関の運営に対して必要に応じて支援・協力をします。
保育サービス等の情報提供の推進	子育て健康支援課	『広報くす』、町こども園協議会、各事業運営組織のリーフレットやチラシのほか、玖珠町子育て情報ハンドブックなどを作成して、子育て家庭により多くの必要な情報を提供できるよう努めます。また、母子手帳アプリ「母子モ」や町のホームページ等の活用も図ります。

(3)学校教育・生涯学習の充実

【施策の方向】

学校教育では、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育てるよう取り組みます。

また、県立玖珠美山高等学校については、中学校卒業生の身近な進路先の選択肢となれるよう魅力ある学校づくりに向けた支援を行います。

生涯学習では、本のたまてばこ(移動図書館車)にて、遠隔地への図書サービスの充実を図ります。

また、こどもの頃から人材の育成を図り、わらべサークル協議会の児童文化を継承していきます。

今後も、地域と協働でこどもたちが健やかに育つ環境づくりに取り組んでいく必要があります。

【第2期計画期間の振り返り】

定数外加配を積極的に配置し、個に応じたきめ細やかな指導を行いました。また、町確認テストに年間を通じて取り組むことにより、基礎基本の徹底が充実されるとともに、「学びの教室寺子屋」の事業により、「わかる・できる」を実感する学習支援活動を行うことができました。

コミュニティ・スクール制度を全学校へ導入、各学校の校区にある地域リソース(ひと・もの・こと)を最大限に利活用して、学習活動の展開を図り、地域とともに学校づくりに取り組みました。

指定教育研究校推進事業を実施しており、文科省より指定された2校をパイロット校として、GIGA スクール構想を推進し、個別最適な学び・協働的な学びの充実に努めています。

わらべの館では、移動図書館車での巡回や行事の支援等で、参加者数の増加とサークルの活性化を図りました。

【今後の取組・施策】

〈学校教育活動の支援〉

施策	担当課	施策の内容
きめ細かな指導の取組	教育政策課	授業内容や人間関係で、意欲を失っているこどもや問題行動があるこどもの学校生活・家庭生活をサポートします。ティーム・ティーチングや少人数指導の積極的な導入を検討します。きめ細かな指導の推進、「基礎・基本学力の確実な定着」を図り、基礎学力の向上を目指すためには、教員の指導力向上や指導方法の工夫改善を行うことが必要です。定数外加配教員の配置は、その有効な手段の一つであるので、引き続き加配教員の確保に努めます。研修会の充実や管理職からの指導等を通して、教員の指導力向上を図ります。「わかくさの広場」を継続します。
確かな学力の向上	教育政策課	学力の定着がみられるよう、教員経験者等地域の人材の協力を得て、放課後等に「寺子屋」など学習支援を実施します。
学校評価制度	教育政策課	家庭や地域と連携して教育活動を展開するため、教育目標や教育計画を地域に説明する活動のより一層の充実を目指します。

〈生涯学習活動の支援〉

施策	担当課	施策の内容
本のたまたまばこ	わらべの館	わらべの館は学校や幼稚園・認定こども園、福祉施設等に本を貸し出し、読書活動を推進するために、移動図書館車による巡回を継続します。
わらべサークル協議会	わらべの館	こどもたちが健やかに育つ「童話の里づくり」のための主催事業を継続実施し、わらべの館行事の支援等で、参加者数の増加とサークルの活性化を図ります。

(4)地域の子育て力の復活

①地域ぐるみの交流活動の推進

【施策の方向】

家庭・地域・学校・行政の連携を強化すべく、各協議会への助成・支援を今後も行っていきます。また、青少年健全育成協議会、PTA等を支援していきます。

【第2期計画期間の振り返り】

青少年健全育成協議会の啓発活動では、見守り活動を通して青少年自身や地域の意識の高揚を図りました。こども会については地域からの要望もないため、廃止とします。

また、玖珠町民生児童委員協議会において、多様化学校や起立性調節障害、こどもの人権等について研修を行うとともに、部門別会、地区別会での話し合いを行う等、地域課題の共有、検討を行っています。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
青少年健全育成協議会の啓発活動	社会教育課	見守り活動を通して青少年自身や地域の意識の高揚を図ります。
民生・児童委員協議会	福祉保健課	委員はそれぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討等に取り組みます。

②子育て支援ボランティアの育成

【施策の方向】

ホームビジターの養成を引き続き支援していきます。

【第2期計画期間の振り返り】

育児支援ボランティアの育成のため、ホームビジターの研修を年1回実施しました。

ジュニアリーダー及びボランティアの育成は、子ども会等の組織活動そのものがないため、廃止とします。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
育児支援ボランティアの育成	子育て健康支援課	ホームスタートにおける「ホームビジター」を養成します。

③情報提供

【施策の方向】

子育て情報ハンドブックに加え、母子手帳アプリ「母子モ」の活用も図り、より多くの子育て家庭に必要な情報の提供に努めます。

【第2期計画期間の振り返り】

保育サービス等の情報提供は、令和2年度から「子育てハンドブック」を作成し、「子育て支援サイト」に掲載しています。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
保育サービス等の情報提供の推進	子育て健康支援課	『広報くす』やリーフレット、チラシ等を活用して、子育て家庭に必要な情報の提供に努めます。 また、母子手帳アプリ「母子モ」の活用も図り、より多くの情報提供を実施します。
ハンドブックの充実	子育て健康支援課	「玖珠町子育て情報ハンドブック」を作成し、一元的な情報提供を図ります。

④子育て支援のネットワークづくり

【施策の方向】

子育て支援の関係団体との情報交換の場をつくります。青少年健全育成協議会において年1回大会を開き、講演等を引き続き実施する中で、さらに多くの町民が参加するよう取組を強化します。

【第2期計画期間の振り返り】

玖珠町地域子育て支援センター「いちごのきもち」(専用施設)で親子の交流や育児相談、情報提供等を実施しています。

青少年健全育成協議会イベントでは、年1回大会を開催しています。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
活動の拠点づくり	子育て健康支援課	公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業を継続していきます。
青少年健全育成協議会イベント	社会教育課	年1回大会を開き、講演等を引き続き実施する中で、さらに多くの町民が参加するよう取組を強化します。

(5)社会的な養護の場の充実

【施策の方向】

里親への支援活動の充実を図り、里親制度に対する理解促進を深めます。

【第2期計画期間の振り返り】

家庭的養護に関して、ポスターやリーフレットを自治会館などの施設に配布し、啓発活動を行いました。

児童養護施設との研修は、機会がなかったため、廃止とします。

施設入所児童の権利擁護については、県がこどもの意見表明にかかるアドボケイト事業を実施しているため、町としての施策は廃止とします。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
家庭的養護の推進	子育て健康支援課	里親への支援活動の充実を図るとともに、里親が地域の理解と協力の下にこどもの養育が行えるよう、里親制度に対する理解促進を深めます。

基本目標3. こどもの最善の利益を支える環境づくり

【施策展開の基本方針】

こどもの基本的な権利を阻害する虐待の防止に努め、障がいのあるこども、ひきこもりや不登校のこども、ひとり親家庭や貧困家庭など支援を必要とするこどもや家庭に対して、こどもの最善の利益となるよう適切な支援を行います。

(1)障がい児への支援

【施策の方向】

療育を必要とする児童の支援及び保護者への支援として、学校、教育委員会との連携強化を図り、特別支援学級の設置と適切な人員配置を行います。また、認定こども園等における障がい児の受入れを推進することで、こどもたちの教育における連続性と一貫性が保障される環境づくりに努めます。さらに、障がい児への相談体制の強化と支援学校との連携強化を図っていきます。

【第2期計画期間の振り返り】

療育を必要とする児童及び保護者の支援では、早期療育のため乳幼児健診の質の向上と、保護者の理解・受入れの支援、適正就学に向けた保護者支援、教育委員会との連携、長期休暇サポート事業や医療的ケア児在宅レスパイト事業等を通じ、家族の負担軽減に努めました。

認定こども園等においては、特別な配慮を必要とするこどもたちが、集団の中で相互に育ち合う支援体制を図っていくため、研修会等を実施し、指導力の向上に努めました。

また、療育・就学相談を充実させるため、令和4年度より4歳児健康相談から年中児健康相談と事業内容を変更し、保護者と園の担任双方にSDQを実施。相談時の様子と合わせて必要な児に対し専門医診察、心理士面談を行い、適正就学に向けた支援を行っています。また教育委員会が行う園での年長児観察に業務支援として同行。教育相談にも同席し、保護者と教育をつないでいます。

生活・医療等の支援では、玖珠町民生児童委員協議会において、多様化学校や起立性調節障害、こどもの人権等について研修を行うとともに、部門別会、地区別会での話し合いを行う等地域課題の共有、検討を行っています。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
療育を必要とする児童の支援及び保護者の支援	福祉保険課 子育て健康支援課 教育政策課	在宅支援の充実や就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な支援を進めます。家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行います。
認定こども園等における障がい児の受入れの推進	子育て健康支援課 教育政策課	認定こども園等において、障がいのある児童の利用が可能となるよう、入園を希望する対象児の把握及び体制の整備について協議をしながら支援していきます。
療育・就学相談の充実	福祉保険課 子育て健康支援課	「こども発達支援センターあ〜く」を中心に、乳幼児期から一貫した相談体制や就学相談支援の整備を進めていきます。

施策	担当課	施策の内容
生活・医療等の支援	福祉保険課	「こども発達支援センターあ〜く」を中心に、障がい等により支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、障がい児福祉サービスの充実を図ります。

(2)児童虐待に対する取組の強化

【施策の方向】

教育相談センターの継続と子ども家庭支援員等の配置により、個別対応を充実していきます。

また、月1回の実務者会議を継続して開催し、情報の共有を図りながら、相談内容等により柔軟に対応する個別ケース会議の開催と課題への対応を進めます。

【第2期計画期間の振り返り】

玖珠町要保護児童対策地域協議会を年1回、実務者会議を月1回、個別ケース検討会議を随時開催しました。また、必要なケースについては、訪問や通告など対応を行いました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
教育相談センターの充実	教育政策課	こどもの教育について保護者や教員からの相談を受け、指導等を行います。教育相談センター「わかくさの広場」を週3日開設します。
玖珠町要保護児童対策地域協議会の活用	子育て健康支援課	関係機関で組織し、虐待・非行・安全確保等に関する情報共有を行い、組織間の連携を図り、支援内容の協議を行います。
実務者会議の設置	子育て健康支援課	要保護児童対策地域協議会の下部組織として実務者会議を置き、実態把握や支援事例の協議を毎月行います。
個別ケース検討会議の設置	子育て健康支援課	個別ケースを検討する会議として随時開催し、当事者に助言・指導等を行うとともに、緊急の事態は児童相談所に通告します。

(3)いじめ、不登校やひきこもりへの対応

【施策の方向】

いじめ・不登校児童への未然防止に向けて、各学校に配置された専門スタッフ(スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW))や関係機関との情報交換を行い、連携、協力していくことが必要です。

【第2期計画期間の振り返り】

不登校児童生徒が安心して学び直してできる環境を整えるため、特例校の義務教育学校として学びの多様化学校(くす若草小中学校)を開校しました。

また、玖珠町多様な学び支援協議会を立ち上げ、学校関係者のみならずスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、社会福祉協議会などとも連携し、課題解決に取り組みました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
教育相談センターの充実(再掲)	教育政策課	こどもの教育について保護者や教員からの相談を受け、指導等を行います。教育相談センター「わかくさの広場」を週3日開設します。
玖珠町多様な学び支援協議会の活用	教育政策課	不登校児童及びその家庭に対する支援などを研修し、情報交換等で組織間の連携を図り、支援の協力を行います。
幹事会の設置と実務	教育政策課	不登校児童等支援の具体的な内容や方法等の協議を行い、基本的な支援方針を決定します。この決定に沿って、支援チームにより支援を行います。
学びの多様化学校(くす若草小中学校)	教育政策課	不登校児童生徒を受け入れるための特例校を運営します。

(4)ひとり親家庭への支援

【施策の方向】

ひとり親家庭への支援として、子ども家庭支援員等の配置を検討し、相談事業の充実を図ります。就業支援としては、ハローワークと連携し、求職情報を提供できるよう努めます。経済的な部分では、町の制度以外のサービスも含めて幅広く支援を行っていきます。

【第2期計画期間の振り返り】

経済的支援として、児童扶養手当やひとり親医療費助成などにより経済的な支援を行いました。また、児童扶養手当現況届の期間に就労相談を年1回行っています。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
相談事業の充実	子育て健康支援課	ひとり親家庭の自立支援は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。
就業支援	子育て健康支援課	
経済的支援	子育て健康支援課	

(5)こどもの貧困問題に対する取組

【施策の方向】

貧困の状況にあるこどもや家庭の状況把握に努め、あらゆる機会を活用した相談体制、社会資源の活用などにより、困難を抱えるこどもや家庭への対応ができるよう、各所管部署との連携を強化し、総合的に各施策を進めていきます。

また、子ども食堂やこどもの居場所づくりの実現のために、ニーズの把握に沿った体制整備について検討します。

【第2期計画期間の振り返り】

令和6年度に相談ルームを開設しました。また、保護者負担金の減免を継続し経済的支援に努めました。しかし、子ども食堂やこどもの居場所づくりはできていません。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
相談事業の充実	子育て健康支援課	困難を抱えるこどもやその保護者が、気軽に相談できるような場所を設けます。
経済的支援	子育て健康支援課	放課後児童クラブの保護者負担金の減免等、経済的な負担の軽減に取り組みます。
こどもの居場所づくり	子育て健康支援課	貧困家庭のこどもなどを地域で見守り、食事の提供や学習支援等ができるよう支援していきます。
ヤングケアラーへの支援	子育て健康支援課	町内のヤングケアラーの実態把握と分析に努め、関係機関・地域と連携して情報共有・対策協議を行います。

基本目標4. こどもの発育と健康の保持増進

【施策展開の基本方針】

親と子がともに健康であることが、次世代を健やかに育てるための基盤です。安心して出産できる体制づくりを行い、産前産後の育児不安を軽減し、こどもの健やかな発達を支援します。また、性の問題など思春期特有の問題に対する健康教育等に取り組みます。こどもを心身ともに健やかに育てるため、家庭での望ましい食習慣の定着、食に関する知識等の食育を推進します。

(1)こどもの発育と健康管理

①こどもや母親の健康づくり

【施策の方向】

健康教育・健康学習は引き続き実施し、妊婦健診への支援、利便性の向上と一人ひとりに切れ目のない支援が行き届くよう、関係機関と連携を図り、妊娠から出産、子育てに関して、その時々に必要な支援を行います。保健・医療情報は、様々な機会を通じて情報提供を実施し、かかりつけ医の確保のため引き続き、保護者への啓発を実施し、予防に重点を置いた健康づくりを推進します。小児医療の体制整備は、身近な医療機関と二次医療圏の総合病院や専門医療機関との連携を引き続き図ります。

【第2期計画期間の振り返り】

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、母子保健の様々な取組は困難な状況が続きました。こんにちは赤ちゃん訪問の受入れが悪く、自宅に訪問してのブックスタートの取組も低迷しており、母子に直接面談する機会が限定されました。

妊婦健診については、令和6年度より内容の見直しを行い、健診内容の充実を図りました。また、令和4年度より産後2週間、1か月の産婦健診の助成も始まり、妊娠期、産褥期の健診の充実を図りました。

健診・健康相談については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、一部内容を省略する等の工夫をしながら継続しました。保護者間の交流が減少しており、今後、コロナ禍以前の水準に戻すことを目指す必要があります。

かかりつけ医の確保に関しては、以前と比較し、早期よりかかりつけ医を決めている保護者が増えており、かかりつけ医の必要性や重要性について広く認知されています。

予防接種については、健診時に必要性等について繰り返し指導を行っていますが、接種しない意向を持つ保護者が増えています。

医療的ケア児については、医療機関や訪問看護・リハ、療育施設等と連携をとり、支援を実施しています。小児医療の体制整備は、身近な医療機関と二次医療圏の総合病院や専門医療機関との連携により、一貫した医療の提供を図れるよう、取組に努める必要があります。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
心の健康＝ブックスタート	わらべの館 子育て健康支援課	乳児訪問時に、ブックスタートの意義を啓発します。「絵本・童話」を活用して、こどもの心の成長を促し、乳児期からの絵本との関わりが、その後の成長にどのように効果を及ぼしたのかを検証し、関係課と連携して取組を行います。「本のたまたまばこ」を活用し、遠隔地への本の貸し出しを実施します。図書室の職場体験・職場訪問の受入れや、司書の読み聞かせを通して、認定こども園や幼稚園、小・中学校で、図書を生かした学習を継続します。
健康教育・健康学習の充実	子育て健康支援課	妊娠期では、医療機関での「母親学級」と町が行う「父親学級」を実施し、医療機関との連携を図ります。沐浴実習や妊婦体験など医療機関での「母親学級」では経験できない内容に重点を置き「父親学級」を実施します。乳幼児期では、それぞれの認定こども園・幼稚園での保育指導を行います。
妊婦健診への支援	子育て健康支援課	妊婦が定期的に行う健診費用の助成を継続していきます。
産婦健診への支援	子育て健康支援課	産後2週間、1か月の産婦健診の助成を継続していきます。
健康診査・健康相談の充実	子育て健康支援課	それぞれの月齢、年齢で、健康診査や健康相談を継続して実施します。令和5年度から開始した年中児健康診断も継続して実施します。
保健・医療情報の提供	子育て健康支援課	こどもの異常に早く気づくことができるよう、発育に沿った接し方、感染症や疾病に関する情報などを、健康診査や健康相談時に提供します。『広報くす』やパンフレットに掲載し配布します。乳児訪問や健康診査の場面で、症状に応じた医療機関の受診のタイミングを示したパンフレットなどを配布します。また、#8000の紹介も継続します。
かかりつけ医の確保	子育て健康支援課	日頃から、発育や疾患について気軽に相談できるかかりつけの医療機関を持つように指導します。また、休日夜間の疾患について、県の相談窓口を紹介し、不安の解消に努めます。
予防に重点を置いた健康づくり	子育て健康支援課	乳幼児健診の受診勧奨及び予防接種の勧奨を行い、病気を未然に防ぐ意識づくりを推進します。また、日々の感染予防や感染時の対応についても、あわせて指導を引き続き行っていきます。
地域における在宅ケア	子育て健康支援課	在宅での療育を支えるため、医療機関及び関係機関との連携を行います。

施策	担当課	施策の内容
小児医療の体制整備	子育て健康支援課	身近な医療機関と二次医療圏の総合病院や専門医療機関との連携により、一貫した医療の提供を図れるよう、関係機関と体制整備を行います。

②思春期からの健康づくり

【施策の方向】

PTA と協力しながら、学習の場の提供や内容・参加体制の充実を図ります。青年期では、「出前健康講座」を開催します。

【第2期計画期間の振り返り】

新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、思春期セミナーについては令和3～4年度は中止。令和5年度再開しましたが、PTAとの連携がうまく行かず参加者は激減しました。今後は、セミナーの必要性等について再考する必要があります。

青壮年層に向けた働き世代の健康教室については、事業所の協力をいただきながら実施し、参加者からは好評を得ています。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
健康教育・健康学習の充実	子育て健康支援課 社会教育課	学童期・思春期では、学校教育の中での健康教育を行います。保護者と児童生徒を対象に開催する「子育て支援講演会」「思春期保健セミナー」は、近年、参加者が激減しているため関係機関・関係課と必要性等について再考しながら開催を検討します。青年期では、サークルや事業所への「出前健康講座」を開催します。青壮年期の健康教室は参加者から好評を得ているのもあり、今後も継続します。

(2)乳幼児期からの健康な生活習慣づくり

【施策の方向】

今後も食のテーマを変え、食育授業を継続して行います。学校給食における玖珠産食材は豊後牛・米・野菜・椎茸など豊富に存在するので、それらをテーマに継続的な地産地消についての食育授業を行い、郷土愛を育みます。また、必要に応じて、小・中学校、高校の教員(栄養・保健)との情報交換を行い、効果的な健康教育を推進し、引き続き健康な生活習慣の啓発推進を行います。

【第2期計画期間の振り返り】

本町では、令和3年度に食育推進計画を包含した童話の里くす健康 21 計画(Ⅲ)を策定。令和5年度には本町の野菜摂取量が少ないことから、企業と連携し、食育イベント SYOKUSU を開催。令和6年度は企業と連携し、こども向け食育イベントを行い、食育事業が充実してきています。また、玖珠産の食材をテーマに食育授業の実施や企業参入による町内産のミニトマトを使用した「地産地消事業」を学校給食で行いました。

教育との連携に関しては、学校から依頼があった場合、健康教育や個人面接等を行っています。

住民の生活習慣の改善のため、地域子育て連携会議で乳幼児健診から見える生活習慣やリズムや目指す姿について共有し、それぞれの機関での役割を検討、実行する必要があります。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
食育の推進	子育て健康支援課 給食センター 農林課	町内産食材を使用した学校給食「地産地消事業」の取組を推進します。食育推進計画を策定し、関係機関と連携して、住民へ食育の普及啓発を行います。
保健教育との連携強化調整会議の開催	子育て健康支援課 教育政策課	学校、高校の教員(栄養・保健)との情報交換を行い、効果的な健康教育を推進します。小・中学校で栄養教諭による食育授業を実施します。
各種生活習慣ネットワークの検討	子育て健康支援課	地域子育て連携会議で乳幼児健診から見える生活習慣やリズムや目指す姿について共有し、それぞれの機関での役割を検討、実行していきます。
健康な生活習慣の啓発推進	子育て健康支援課	既存組織(食生活改善推進協議会・愛育健康づくり推進協議会など)の活動目標に「食育」「心の健康」「禁煙・適正飲酒」などのテーマを掲げ、啓発・推進します。

基本目標5. 子育ての喜びの啓発と出産支援

【施策展開の基本方針】

次世代育成支援に取り組むに当たっては、生命を次代に伝え育んでいくことの大切さや、家庭を築くことの意義について理解を深め、自立した若者へまたは次代の親として成長できるように支援します。若い世代は育児に対し「お金がかかる」との印象があることから、子どもを育てるために必要な経費となる、出産や子どもの病気にかかる費用の軽減を図ります。また、不妊に悩む人の経済的負担を軽減します。若い世代が結婚や子育ての希望をかなえ、喜びや楽しみを持って子育てできるよう、働き方の見直しによる「ワーク・ライフ・バランス」の実現に取り組みます。

(1)親になるための健康づくりの支援

【施策の方向】

わらべサークルを高齢化で引退する会員もいる中、サークルの維持・運営・継続のため、活動の楽しさを子どもから大人まで広く周知します。地域おこしのスポーツ大会や伝統行事など、青少年や子どもが参加しやすいイベントになるよう協力します。

【第2期計画期間の振り返り】

学校行事や生徒会行事、校内サークル、地域イベント等で子どもと交流の機会が増えるよう、学校等関係機関との関係を密接にして参加の呼びかけを図りました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
児童文化サークル等への勧誘	わらべの館 社会教育課	サークル活動を維持・運営・継続するためには、会員の新規加入が必要です。行事等で実際に児童文化にふれることで、興味・関心を持ち、将来の児童文化の担い手を育成するために、関係機関への働きかけを実施します。
学校等機関との関係強化	教育政策課 子育て健康支援課	学校行事あるいは生徒会行事、校内サークル等で子どもと交流の機会が増えるよう、学校等関係機関との関係を密接にして参加の呼びかけを図ります。
青少年と子どもが関わる地域イベントの再生	社会教育課	地域おこしのスポーツ大会や伝統行事など、青少年や子どもが参加しやすいイベントになるよう協力します。

(2)子育て費用の支援

①経済的支援

【施策の方向】

3歳未満児の保育料のさらなる軽減を検討します。また、こどもの病気への医療費支援として、今後も事業を継続しながら、さらなる子育て支援の充実を図るため、高校生世代まで支援対象を継続します。

【第2期計画期間の振り返り】

児童手当については、高校生世代まで拡充しました。また、保育料についても継続して取り組んでいます。こどもの医療費支援についても、高校生世代までの無償化を実施しました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
子育て支援費の支給	子育て健康支援課	国・県の制度とも協働しながら、中学3年生までの「児童手当」の支給等、効果的なサポートに取り組みます。国基準以下の保育料設定及び3歳未満児の保育料の軽減に取り組みます。
こどもの病気への医療費支援	子育て健康支援課	こどもは疾病にかかりやすく、医療への依存が高くなります。将来あるこどもが心身ともに健やかに育つよう、医療費の一部を助成します。

②不妊に悩む人への支援

【施策の方向】

国の制度改正に伴う男性不妊治療における助成を拡充することにより、女性だけでなく、男性も治療を受けやすい環境づくりを推進します。また、不育治療へのサポート及び知識啓発についても、支援と取組を継続します。

【第2期計画期間の振り返り】

不妊治療の保険診療の開始に伴い、県独自で保険対象外の高度先進医療の助成と妊活応援事業での助成を開始し、本町も負担をすることで対象者を支援しています。

不育治療のサポートについては、治療費の一部(1人10万円まで)を助成しています。

知識啓発に関しては、学校での授業等は実施できていません。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
不妊治療のサポート	子育て健康支援課	不妊治療は費用が高額になることも多く、その不妊治療費の一部を助成します。また、不妊に伴う精神的負担の軽減にも取り組みます。
不育治療へのサポート	子育て健康支援課	不育治療費の一部(1人10万円まで)を助成します。
知識啓発	子育て健康支援課 教育政策課	思春期や若年層を対象に、不妊、妊娠等に関する正しい知識の普及啓発を行います。授業において適時、正しい知識の啓発を行います。

(3)職場環境の整備

①ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向】

啓発活動の継続を図ります。セミナーの独自開催を検討し、人材育成事業補助金の継続と総予算の増額を検討します。

【第2期計画期間の振り返り】

ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては具体的な取組ができませんでした。本町として実施に向けて努力する必要があります。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
啓発活動の推進	子育て健康支援課 商工観光政策課	すべての人が仕事と生活の両方を充実させ、人生の喜びを享受できるよう、広報等を行い、啓発活動に取り組みます。
育児休暇普及の啓発	子育て健康支援課 商工観光政策課	女性だけでなく、男性も育児に積極的に関わられるよう、事業所はもちろんのこと、町全体の機運として広げるため啓発に努めます。
産休後職場復帰促進	子育て健康支援課 商工観光政策課	安心して産み育てられるよう、産後の職場復帰の促進に向け、事業所はもちろんのこと、町全体の機運として広げるため、啓発に努めます。
柔軟な働き方の支援	商工観光政策課	柔軟な働き方が可能な進出企業の誘致を進め、子育て世代を含む地域住民に多様な就業機会の提供を図ります。

②若者就労支援

【施策の方向】

企業誘致活動を継続し、空き校舎活用を推進します。また、人材育成事業補助金の継続と総予算の増額も検討していきます。

【第2期計画期間の振り返り】

サテライトオフィスへのIT関連企業誘致3社、企業立地促進助成金5件、企業進出活動支援助成金4件の企業誘致を実現しました。しかし、今後の課題としては、進出用地及び施設と人材の不足が課題となってきます。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
企業誘致	商工観光政策課	すべての人が仕事と生活の両方を充実させ、人生の喜びを享受できるよう、広報等を行い、啓発活動に取り組みます。
人材育成活躍支援	商工観光政策課	地元企業や専門機関と連携し、若者向けの職業体験プログラムやスキルアップ講座を実施します。また町内外でのインターンシップや研修を推進し、就職に必要な力を養成します。

基本目標6. 子育てを支援する環境の整備

【施策展開の基本方針】

生活の中心となる住宅が、安心して子育てができるよう、子育て家庭それぞれの家族構成や家庭環境に対応したものであるとともに、まち全体が親と子どもと一緒に安心して外出できるような環境づくりに努めます。

(1)施設及び生活環境の整備

①子育てしやすい生活環境づくり

【施策の方向】

子育てしやすい生活環境の整備の中で、良質な住宅の確保については、令和3年9月に改訂した「玖珠町公営住宅等長寿命化計画」において事業を継続し、その中で具体的な整備方針を検討します。

【第2期計画期間の振り返り】

良質な住宅の確保に向けて、公営住宅の整備をする際、子どもの成長や家族構成の変化に対応できる住宅の普及に配慮や計画的な改善と老朽化した町営住宅の整備に努めました。

また、良質な生活環境の確保に向けては具体的な取組ができていないため、取組を検討する必要があります。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
良質な住宅の確保	建設水道課	公営住宅の整備をする際、子どもの成長や家族構成の変化に対応できる住宅の普及に配慮します。計画的な改善と老朽化した町営住宅の整備に努めます。
良質な生活環境の確保	子育て健康支援課 教育政策課	住宅や職場等と子育て支援施設の近接化を進め、通園通学する際の子どもの負担や親の不安を軽減します。

②安心して外出できる環境づくり

【施策の方向】

子育てしやすい生活環境の整備の中で、良質な住宅の確保については、令和2年度に改訂した「玖珠町公営住宅等長寿命化計画」において事業を継続し、その中で具体的な整備方針を検討します。

【第2期計画期間の振り返り】

わらべの館の在り方検討委員会より答申を受け、今後の施設改修を含め検討しました。

子育てバリアフリー化の推進に関しては、具体的な取組はありませんでした。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
公共施設の整備・活用	子育て健康支援課	町内の公共施設は、老朽化に伴う維持補修を計画的に実施していきます。身近で利用しやすい子育て支援センターや児童館の在り方について、検討していきます。
公園・広場の整備	商工観光政策課 みらい創生課	身近な公園や広場については、公共施設としての整備の可否等を検討し、ニーズの高い地域においては地域代表やPTA、保護者等との協議の場をつくります。
子育てバリアフリー化の推進	子育て健康支援課	「心のユニバーサルデザイン」について意識の醸成を推進します。施設等のバリアフリー情報を提供します。

③こどもの安全を守るまちづくり

【施策の方向】

こどもの安全を守るまちづくりとして、危険箇所の解消に努め、継続的に犯罪被害の未然防止に努めます。

【第2期計画期間の振り返り】

交通安全対策に関しては、カーブミラー、ガードレール、街路灯の設置等を緊急度に応じて施工しました。しかし、要望箇所が多く、実施できていない箇所が複数あり、早期解決できるよう取り組んでいく必要があります。

犯罪被害の未然防止については、防犯パトロールや危険箇所点検の実施や、こどもを対象とした防犯教室等を実施しました。

【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
交通安全対策の実施	住民課	通学路等の安全な道路環境は、計画的な交通安全施設の整備によって改善してきましたが、道路の構造上危険な箇所もあり、引き続きカーブミラー、ガードレールの設置等を実施します。
犯罪被害の未然防止	教育政策課 住民課	こどもを犯罪から守るための防犯パトロールや危険箇所点検をPTAや地域ボランティアと実施します。緊急時にこどもが助けを求める「子ども連絡所」の設置を促進します。学校や地域と連携し、こどもを対象とした防犯教室等を実施するとともに、防犯機器の普及啓発に努めます。
被害にあったこどもの支援	子育て健康支援課	犯罪にあったこどもの早期発見や保護に向けた取組を推進します。また、こどもや家族等の精神的な負担が軽減されるような体制の整備を検討します。

④こどもの非行を防ぐ環境づくり

【施策の方向】

家庭・学校・地域社会が協働して、あいさつ・声かけ・見守り活動を積極的に推進します。また、核家族での子育てや転勤で知り合いがいない場合など、身近に子育てに協力してくれる親族がいない家庭も見受けられることから、家庭内で孤立しないように支援していくことも重要となります。こどもの成長にとってかけがえのない、安らぎのある楽しい家庭づくり、家族だんらんの時間の確保を推進します。

【第2期計画期間の振り返り】

こどもの非行を防ぐ環境づくりのため、各学校は専門スタッフの SC・SSW と連携し、課題に対して組織的に取り組みました。また、学校ごとにネットモラルや情報モラル教育にも取り組みました。

中学、高等学校における喫煙防止、薬物乱用防止講座は開催できませんでしたが、県とも連携し、継続する必要があります。

家族のふれあいの推進のために、わらべの館にて各種行事を実施しました。今後も、家族のふれあいの場の提供や親子で楽しく参加できる行事の開催を継続する必要があります。

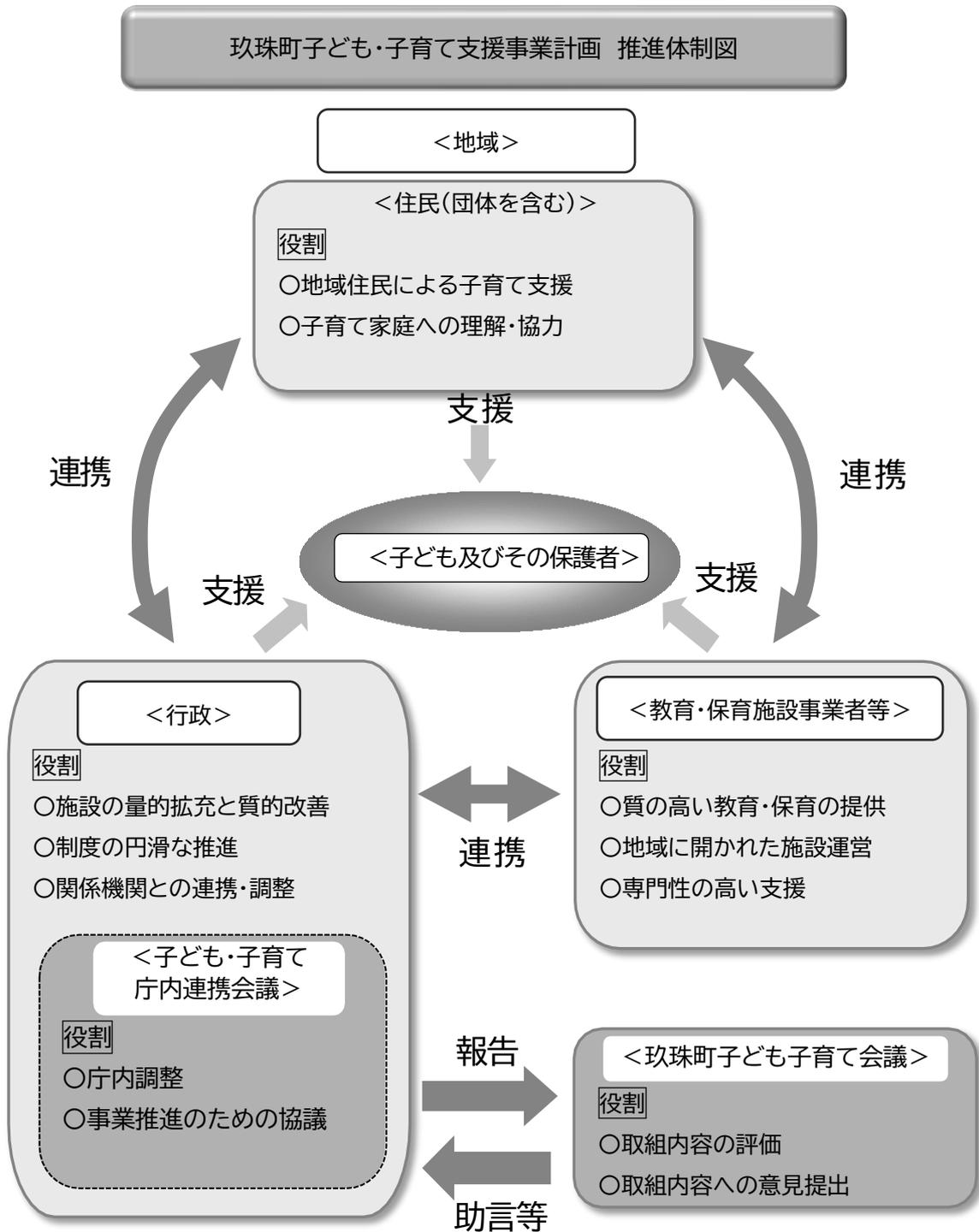
【今後の取組・施策】

施策	担当課	施策の内容
非行を防ぐ運動の推進	社会教育課 教育政策課	家庭や学校、地区自治会館と連携して、地域を巡回する活動や「声かけ運動」を継続的に実施します。問題行動への早期発見・早期対応のため、少年のたまり場等において重点的な街頭指導活動を推進します。こどもの気持ちに寄り添った相談や支援を行うため、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活動を推進します。
健全育成を阻害する環境の浄化	教育政策課	有害図書やこどもの犯罪を助長する事件等、こどもの福祉を害する犯罪の取締りを強化します。携帯電話のフィルタリングの重要性を広報啓発します。各学校へSNSの利用等について、注意喚起及び研修参加を積極的に行います。
喫煙、薬物防止	子育て健康支援課	中学、高等学校における喫煙防止、薬物乱用防止講座の開催等を県とも連携しながら検討します。
家族のふれあいの推進	わらべの館 社会教育課	家族全体で子育てをするため、休日は親子等の家族が一緒にふれあう機会を持つことが大切です。小さいときから家族の絆を深めることにより、親がこどもの変化に気づきやすくなります。「家庭の日」等の広報を行い、家族の大切さの啓発を行います。家族のふれあいの場の提供や親子で参加して楽しめる行事の開催等を行っていきます。

第7章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携

本町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組めます。



2. 役割

社会のあらゆる分野における構成員が子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき、国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

本町は、子ども・子育て支援法に基づき「玖珠町子ども・子育て支援事業計画」を策定のうえ、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討
- 相談支援
- 関係諸機関との連携

②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有する
- 基本的な生活習慣や社会性が身につくよう、こどもの視点に立ち、愛情豊かに育てる

③学校の役割

- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場
- 地域や家庭と連携しながらこどもの成長を支援

④地域の役割

- 子育て家庭で目の届かないこどもの行動の見守り役
- こどもの虐待等を早期に発見する目配り役

⑤労働環境の整備

- 仕事と子育てを両立できる職場環境の推進

資料編

資料1. 計画策定の経緯

月日	主な検討事項等
令和6年2月 28 日(水)～ 3月 15 日(金)	子ども・子育て支援事業計画のための実態調査
令和6年8月 26 日(月)	第1回 玖珠町子ども・子育て会議 (1)第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画について ・策定方針について ・町民アンケート調査結果について
令和6年 11 月1日(金)	第2回 玖珠町子ども・子育て会議 (1)第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画について ・現行計画の評価・点検結果の報告 ・目標事業量の検討
令和6年 12 月 26 日(木)	第3回 玖珠町子ども・子育て会議 (1)第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画について ・計画素案の確認
令和7年1月 20 日(月)～ 2月 14 日(金)	パブリックコメント
令和7年2月 28 日(金)	第4回 玖珠町子ども・子育て会議 (1)第3期玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画について ・パブリックコメントの結果報告 ・計画最終案の確認、決定

資料2. 計画策定の組織について

子ども・子育て会議委員一覧

	氏名	所属等
1	高石 元子	学識経験者
2	菊池 新一	玖珠町民生・児童委員協議会 会長
3	瀬戸 美香	玖珠町主任児童委員
4	木村 加代子	玖珠町こども園協議会会長
5	湯舟 儀一	私立幼稚園代表
6	谷本 津代子	保育所代表
7	帆足 華海	子育て支援施設代表(一時保育事業実施法人代表)
8	松本 亜火里	放課後児童クラブ実施法人代表
9	谷瀬 庸夫	ファミリー・サポート・センター実施法人代表(玖珠町社会福祉協議会)
10	渡邊 香織	児童発達支援施設代表(こども発達支援センターあ〜くセンター長)
11	生田 武寛	保護者代表(こども園保護者会)
12	秋好 彩香	保護者代表(玖珠郡 PTA 連合会)

事務局

	氏名	所属等
1	小野 誠介	玖珠町子育て健康支援課 課長
2	吉永 加代	玖珠町子育て健康支援課 子育て支援班 主幹(統括)
3	兼高 妙美	玖珠町子育て健康支援課 子育て支援班 主査
5	秋好 英信	玖珠町教育委員会教育政策課 課長
6	穴井 美佳	玖珠町教育委員会教育政策課 義務教育・幼児教育班 主幹(統括)

資料3. 用語解説

用語	定義・概要
ア行	
インクルージョン	「障がいがあっても孤立することなく、同じ社会の構成員として包み支え合う」という考え方。
育児休業	原則1歳未満のこどもを養育するための休業で、育児・介護休業法という法律に定められている。令和6年の法改正により、子の看護休暇の見直しや所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大、育児のためのテレワーク導入の努力義務化等が段階的に施行される。
医療的ケア児	人工呼吸器や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこども。
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。
カ行	
核家族	世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。
確保方策	需要量の見込み(量の見込み)に対して、どのように供給を確保していくかの方策。
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(子ども・子育て支援法(以下「法」という。))第7条)
GIGA(ギガ)スクール構想	一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公平に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する構想。
合計特殊出生率	「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
子育て支援センター	子育て中の親子が気軽に集まることのできる施設。交流や育児相談、子育ての情報提供等を行っている。
こども家庭センター	妊産婦の方やこどもとその家族が安心して生活できるように、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく相談支援を行う機関。
こども家庭庁	日本政府が令和5年に設立した、こども政策を一元的に担う行政機関。
こども基本法	こどもに関する政策を総合的に推進するための基本的な法制度。こどもの権利の保障や福祉の向上を目的とする。令和5年4月に施行された。
子ども・子育て会議	法第 77 条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第 138 条の4第3項で定める市町村長の附属機関)

用語	定義・概要
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法:児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
子ども・子育て支援	すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。
こども誰でも通園制度	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。
こどもの貧困	必要最低限の生活水準が満たされておらず、心身の維持が困難、または国民の年間所得の約半分に満たない所得水準で暮らすこどもの生活状況のこと。
こどもまんなか社会	こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる社会。
コミュニティスクール	学校運営や協働活動に地域の住民や保護者が積極的に参加し、学校と地域が一体となってこどもたちの豊かな成長を支える仕組みを持つ学校のこと。
サ行	
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画のことで、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。
食育	食事をめぐる教育。食に関する正しい知識・適切な食習慣をこどものうちから身につけること。
児童福祉法	こどもの福祉に関する基本的な法律。こどもの権利を守り、健全な成長を支えるための制度を規定している。
児童手当	子育て家庭の経済的負担を軽減し、こどもの健全な育成を支援するために支給される手当。
児童相談所	こどもや家庭に関する問題の相談を受け、支援を行う行政機関。児童虐待や非行、障害のあるこどもへの支援も含む。

用語	定義・概要
児童の権利に関する条約	差別の禁止、こどもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、こどもの意見の尊重の4つを原則とする条約で、平成元年 11 月に第 44 回国連総会において採択され、日本は平成2年9月に署名し、平成6年4月に批准した。
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、こどもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
スクールカウンセラー	全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家のこと。
タ行	
待機児童	保育所に入所を希望しているが、定員が埋まっているため入所できないこども。
男女共同参画	男女がお互いを尊重し合い、能力を発揮でき、社会の対等な構成員として政策や方針の立案、決定に参加する機会が保障され、子育てや介護など家庭生活と仕事・地域における活動などが両立できること。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことで、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。
ナ行	
乳幼児	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後0日から満1歳未満までのこどものことで、幼児は、満1歳から小学校就学までのこどものこと。
認可外保育施設	国や自治体の認可を受けていない保育施設のこと。認可保育所と比べて規模や基準が異なる場合があるが、柔軟な保育サービスを提供している場合も多く、保護者の多様なニーズに応える役割を担っている。
認定こども園	就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特性を併せ持つ施設。

用語	定義・概要
ヤ行	
幼稚園	満3歳から小学校就学前の幼児を対象とした教育機関で、こどもの健全な発育や社会性を育むことを目的とした施設。文部科学省が所管し、学校教育法に基づいて運営されている。幼稚園は、保育ではなく教育の場として位置づけられている。
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。
要支援児童	乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。
要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。
ラ行	
量の見込み	教育・保育または地域子ども・子育て支援事業における利用人数等の需要（ニーズ）の見込み。子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画では必須記載項目であり、利用状況や利用希望（アンケート調査等によって把握）を踏まえて、分析、評価して求める。
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動など「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
数字	
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、幼稚園や認定こども園等の幼児教育を希望する、2号認定・3号認定対象以外のこども。
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前のこどもであって、保護者の就労などにより、保育を必要とするこども。
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるこどもであって、保護者の就労などにより、保育を必要とするこども。

玖珠町

第3期 玖珠町

子ども・子育て支援事業計画及び
次世代育成支援行動計画

発行日：令和7年3月発行：玖珠町

編集：玖珠町子育て健康支援課

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の 5

TEL 0973-72-2022 FAX 0973-72-2112

[ホームページ]<https://www.town.kusu.oita.jp/>